

平成 22 年第 4 回京丹波町議会定例会（第 1 号）

平成 22 年 12 月 7 日（火）

開会 午前 9 時 00 分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成 22 年 12 月 7 日

14 日間

至 平成 22 年 12 月 20 日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 請願の委員会付託

第 6 同意第 3 号 教育委員会委員の任命について

第 7 議案第 81 号 平成 21～22 年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP 告知放送システム整備工事請負契約の変更について

第 8 議案第 82 号 平成 21～22 年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更について

第 9 議案第 83 号 平成 21 年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について

第 10 議案第 84 号 平成 21 年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について

第 11 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 12 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 13 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 14 議案第 85 号 京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 15 議案第 86 号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 16 議案第 87 号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第 1 7 議案第 8 8 号 京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 8 9 号 京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 9 0 号 平成 2 2 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議案第 9 1 号 平成 2 2 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 1 議案第 9 2 号 平成 2 2 年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 2 議案第 9 3 号 平成 2 2 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 9 4 号 平成 2 2 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 9 5 号 平成 2 2 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 9 6 号 平成 2 2 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 議案第 9 7 号 平成 2 2 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 7 議案第 9 8 号 平成 2 2 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 議案第 9 9 号 平成 2 2 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 2 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席委員（16名）

- 1 番 横 山 勲 君
- 2 番 岩 田 恵 一 君
- 3 番 篠 塚 信太郎 君
- 4 番 梅 原 好 範 君
- 5 番 森 田 幸 子 君
- 6 番 村 山 良 夫 君
- 7 番 山 内 武 夫 君

8 番	東	まさ子	君
9 番	野 口	久 之	君
1 0 番	坂 本	美智代	君
1 1 番	原 田	寿賀美	君
1 2 番	松 村	篤 郎	君
1 3 番	北 尾	潤	君
1 4 番	小 田	耕 治	君
1 5 番	山 田	均	君
1 6 番	西 山	和 樹	君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐登美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君
和知支所長	藤 田 真 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企画政策課長	中 尾 達 也 君
税 務 課 長	一 谷 寛 君
住 民 課 長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君

水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 次 長	谷 俊 明 君
代 表 監 査 委 員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開会 午前 9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻に御参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・村山良夫君、7番議員・山内武夫君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの14日間といたしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月20日までの14日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、同意第3号のほか21件です。ほか諮問が2件ございます。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

12月3日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した陳情書等をお手元に配付しております。また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付しております。

本日、本会議終了後、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変御苦労

様ですが、よろしくお願いを申し上げます。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告しておきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第 4、行政報告》

○議長（西山和樹君） 日程第4、行政報告を行います。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

師走を迎えまして、何かと慌ただしい昨今でございます。本日、ここに平成22年第4回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多忙の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

平成22年も残すところわずかとなりましたが、各位には円滑な行政推進に御理解御協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、京丹波町発足5年が経過し、私も町長就任から1年が経過いたしました。この間ケーブルテレビ拡張整備事業や、畑川ダム関連事業、また瑞穂地域の保育所建設や小学校統整合備事業などの大型事業が議員各位を始め、町民の皆様の格別の御理解、そして御協力をいただく中、順調に推移いたしておりますことに心から深く感謝申し上げます。特に将来を担う子供たちのすこやかな成長をはぐくむための、（仮称）瑞穂保育所と瑞穂小学校の建設につきましては、来春の開所、開校が目前に迫っているところであります。施設の整備はもとより、通所、通学の体制整備などに万全を期してまいりたいと考えております。

また、去る9月13日から11月13日までの2カ月間にわたり開催いたしました町政懇談会、町長と語るつどいにおきましては、町内24会場に延べ814人もの多くの町民の皆様に御参加をいただき、大変有意義な懇談の場となりました。まずもって、御参加いただきました皆様方に深く感謝を申し上げたいと思います。この集いでは、町民の皆様から地域の身近な要望や課題、また安心、活力、愛のあるまちづくり推進のための貴重な御意見や御提言など、数多くいただくことができました。このことはひとえに私たちが進めようとしているまちづくりに大きな期待をしていただいているということであり、各分野に賜りました貴重な御意見、御提言をできる限り施策に盛り込み、町民の皆様とともに町政の推進に頑張っ
てまいる所存であります。一層のお支援、そして御協力をお願い申し上げる次第でございます。

なお、集いでは下水道料金の改定につきましても、広く御意見をお聞きしたところでございます。使用料の定額制から従量制への切りかえにつきましては、負担の増加となる方も少なからずあり、痛みを伴う改正であります。公共料金等審議会の答申を踏まえ、公平で将来的にも安定した下水道事業の運営のため、決断させていただいたところでございます。

本日も、関係する条例改正案を提出させていただくところでございますが、格別の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

一方、平成２３年度の本町の予算編成方針をこのほど策定いたしました。本町の財政は合併以来、積極的に取り組んでまいりました財政健全化に向けた施策の効果として、経常収支比率を始め、実質公債費比率、将来負担比率など、すべての財政指標が好転するなど、緩やかではありますが、着実に行財政改革が進んでおります。しかしながらこれらの財政指標の好転は、人件費や公債費などの経常経費の削減効果もあるものの、普通交付税交付金の増加によるところが大きく、合併特例期間の終了する平成２７年度までに安定的かつ健全な、行財政基盤を確立していく必要があります。特に国においては、多額の債務を抱える中、今後の社会保障費の自然増に対応する具体的な財源確保策も示されておらず、先行きはまさに不透明な状況にあります。こうした情勢を踏まえ、本町におきましては引き続き、財政健全化に向けた対策を鋭意推進してまいりたいと考えております。

また一方、安心、活力、愛のあるまちづくりに向けた施策の推進につきましてでございますが、特に安心のあるまちづくりでは、ひとり暮らしの高齢者の増加を踏まえ、地域での見守りや、地域包括ケア体制の確立を推進するとともに、町営バスの充実と交通弱者の生活交通確保対策など、住民生活の不安解消に向けた諸施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、活力のあるまちづくりでは、重点事項として有害鳥獣対策に積極的に取り組むほか、京都縦貫自動車道の建設促進、及び町活性化の拠点施設としての丹波パーキングエリアの整備を推進するとともに、畑川ダムの事業推進に合わせた企業誘致など、雇用の場の確保による定住促進対策を推進することといたしております。

さらに、愛のあるまちづくりでは、保育サービスの充実と一層の子育て環境の整備を図り、少子化対策を推進するとともに、平成２３年度に開催されます国民文化祭を始めとした、伝統文化、芸能振興施策、さらには生涯スポーツの推進など、住民交流の活性化についても積極的な対策を講じることとしたところであります。

なお、いずれにいたしましても、予算編成は限られた貴重な財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、その選択を行う作業にほかなりません。そして、その選択は現在

の住民のみならず、未来の住民に対しても、責任を持つものでなければならないものでもございます。１０年先、２０年先を見据えた中、中期、長期的視野のもとに安心かつ安定したまちづくりに取り組んでまいります。選択と集中の視点から事務事業の点検を行い、財政健全化の継続推進と、各種施策にさらなる相違工夫を加えながら、常に町民目線に立ち、やさしさとぬくもりのあるまちづくりを柱とした、行財政運営に積極的に取り組む決意でありますので、一層の御支援と御協力をお願いするしだいでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 以上で、行政報告を終わります。

《日程第 ５、請願の委員会付託》

○議長（西山和樹君） 日程第５、「請願の委員会付託」を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたしましたので報告しておきます。

《日程第 ６、同意第３号教育委員会委員の任命について》

○議長（西山和樹君） 日程第６、同意第３号「教育委員会委員の任命について」を議題いたします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明してまいります。

まず、同意第３号、教育委員会委員の任命についてでございますが、現在教育委員長として御活躍いただいております阿部定氏の任期が今月１１日に４年の任期満了となります。阿部教育委員長におかれましては、平成１７年１２月から本町教育委員を務められ、平成２０年１２月から委員長職務代理者、平成２１年１２月からは教育委員長として、教育行政のさまざまな調整事項はじめ、特に瑞穂地区の小学校統合事業には格別の御尽力を賜ったところでありますが、この任期満了を区切りとして、新たな委員のもとでさらなる教育行政の進展を図っていただきたいと、こうした意向でありました。これを尊重させていただきまして、本町の教育の振興あるいは発展に多大なる御尽力、御貢献を賜りましたことに、心よりまず感謝を申し上げる次第であります。つきましては新たに選任する教育委員として、京丹波町実勢大平４５番地９７にお住まいの、奥田健次氏を任命することについて議会の同意をお願い

いするものであります。奥田氏は京丹波町総合計画審議会の公募委員として、本町のまちづくりに積極的に参画いただいたほか、現在は日本写真印刷株式会社にお勤めの傍ら、京丹波町スポーツ少年団本部長、京丹波町体育協会常任理事、丹波ひかり小学校運営協議会理事として御活躍されております。スポーツを通じた子供たちの健全育成を始め、地域社会との連携のあり方など、広く社会の実情にも精通されており、今日的な教育課題に適切に対応いただけるものと存じております。

御同意賜りますように、お願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を、担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、同意第3号の補足説明を申し上げたいと思います。

まず、教育委員の任命についての根拠法令でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づくものでございまして、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し、識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなっております。

なお、任期は4年で、定数につきましては条例により6人となっておりますところでございます。

それでは、議案を朗読させていただきまして、説明にかえさせていただきたいと思います。

同意第3号、教育委員会委員の任命について、下記の者を京丹波町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町実勢大平45番地97

氏名 奥田健次

昭和35年1月28日生まれ 御年齢は50歳でございます。

平成22年12月7日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

なお、奥田氏の御経歴につきましては、裏面のとおりでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより、同意第3号の質疑を行います。

8番 東君。

○ 8 番（東まさ子君）　今回奥田氏の任命ということですが、いろいろと小学校の統合でありますとか、中学校給食でありますとか、たくさんの課題を抱えている中で頑張ってきていただいているわけでありますけれども、ひとは基本的な考え方、任命のあり方、教育関係者の方と民間の方というのがあるんですが、過去 P T A の代表を一人入れるとか、いろんなことがありましたけれども、教育関係者と民間の割合というのは、半分半分にするのがいいのではないかなというふうに思ったりするわけでありますが、そういう点についてはどうなのか。また今回はみのりが丘から二人の教育委員ということであるわけでありますが、過去におきまして地域性ということも課題になったというふうに記憶しておりますが、こういう点についてはどのように任命される、選んでいただくときに考えていただいたのかどうか、2 点についてお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　御指摘をいただいた地域割り、それと教育関係者と一般と、教育関係者以外の委員という意味、御指摘いただきました。このことも考慮の中にあったわけですが、奥田さんについては、非常に教育熱心というか、まちづくりに非常に熱心な方という、まず認識がありまして、そして阿部定さんが後進に道を譲りたいという申し出を受けたもので、奥田氏をぜひ教育行政にもてる力を発揮してもらいたいという思いを中心に、今回同意をお願いしてるところでございます。

○議長（西山和樹君）　1 5 番　山田君。

○ 1 5 番（山田　均君）　私も一点伺っておきたいと思うんですけども、今、経歴等含めて説明があったんですが、現在 5 0 歳ということで、現職で日本印刷の会社にお勤めということでございまして、教育委員会の会議が昼間ということも、これ当然だろうと思いますし、今もありましたいろんな教育委員としての役割も多いわけでございますけど、そういう仕事との関係で、差し支えなくですね、教育委員としての役割を果たしていただくと、その辺のことはどうなのか、伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君）　寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君）　そのことも御本人にまず引き受けてもらえそうかなという打診をして、話を聞かせてもらうという段階踏みました。そしてお出会いしてですね、そしてこういう月曜から金曜の間の委員会が開かれますということも申しました。それについてもちゃんと出席するということですので、御提案して同意を求めているところでございます。

○議長（西山和樹君）　これをもって質疑を終結いたします。討論を省略します。これより同意第 3 号を採決いたします。この表決は起立によって行います。

同意第3号、「教育委員会委員の任命について」、原案のとおりに決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（西山和樹君） 起立全員であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

《日程第7、議案第81号 平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP告知放送システム整備工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第7 議案第81号「平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP告知放送システム整備工事請負契約の変更について」を議題といたします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 引き続きまして、それでは契約案件について説明をいたします。

議案第81号 平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP告知放送システム整備工事請負契約の変更につきましては、契約金額に1,461万3,900円を追加し、3億2,027万1,000円とすること及び契約の相手方中、森茂博を岡山徹雄に変更することについてお願いをいたしております。告知端末機の利用申込数の増加に伴う機器購入費用などについて増額を行うほか、契約の相手方の代表者氏名の変更を行うものであります。

以上、議案第81号の提案説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） それでは、ただいま上程になりました議案第81号 平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP告知放送システム整備工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

2枚目の新旧対照表のほうによりまして、説明をさせていただきます。2項目めの契約金額でございますが、当初契約の額3億565万7,100円に、1,461万3,900円を増額をいたしまして、変更後の額を3億2,027万1,000円とするものでございま

す。契約変更内容の主なものにつきましては、次ページの変更概要というところで書いておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思います。

今回の変更につきましては、事業の拡張整備に伴いまして、ＩＰ告知端末機の利用者が増加したこと、それから瑞穂地区の告知端末機に接続されております既設の電話機に、不具合が発生していることが確認されたことで、これを交換する作業を追加したことなどによりまして、増額となっております。

なお、この交換に要する経費につきましては、製造元の業者の負担により実施することといたしております。

新旧対照表に戻っていただきまして、３項目めの契約の相手方でございます。ＮＥＣネットエスアイ株式会社、京滋支店 支店長が森茂博氏から岡山徹雄氏に平成２２年４月１日付で交代されておりますので、合わせて変更するものでございます。その他の項目につきましては、契約内容に変更はございません。

それでは議案を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

議案第８１号 平成２１年～２２年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
京丹波町有線テレビ（ＣＡＴＶ）拡張整備事業 ＩＰ告知放送システム整備工事請負契約の変更について

平成２１年７月２８日の京丹波町議会臨時会において議決のあった、平成２１年～２２年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（ＣＡＴＶ）拡張整備事業 ＩＰ告知放送システム整備工事請負契約の一部を次のように変更する。

平成２２年１２月７日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

２ 契約金額中「３０５，６５７，１００円」を、「３２０，２７１，０００円」に改める。

３ 契約の相手方中、「森茂博」を「岡山徹雄」に改める。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。これより議案第８１号の質疑を行います。

１番 横山君。

○１番（横山 勲君） お尋ねいたしますことは、議案第８２号との関連も出てくるだろうと思うわけですが。振りかえりますと、このＣＡＴＶ事業につきましては、当初の総事業費を１９億６，２００万円ということで、さらに債務負担行為を１４億３，７００万円、加入率を８５％にするという計画で、今日まで事業は進められておるといふふうに記憶をい

たしておりますが、いろいろ資料を出し、こういうことで変更契約いただく中で、実にこの整備工事そのものが四つか五つぐらいあると思うんですが、現在の状況の中で、それぞれの事業ごとに、事業費が幾らくらいになってくるのか、言いかえますと、１９億６，２００万円でスタートしたわけですが、最終事業費の見通しが、どのぐらいの金額になるのかということ、まずお尋ねをしていきたいというふうに思います。合わせて今回の１，４６０万円余り増額になってるわけですが、当然これについては、設計と請負率の問題もあるだろうというふうに思いますので、その辺のことについてもお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。併せて当初１９億６，２００万円をくりまして、計画がされたわけですが、その後それぞれの事業で、設計がされ、そして入札がされ、今日に至っておると思うわけですが、それらの設計をされましたそのもっていうのかな、いわゆる設計仕様って言うのかな、そんなふうなことについても、もしも把握されておりましたらお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの横山議員の御質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、全体事業費につきましては、当初１９億円強ということで、総事業費をもって事業のほう、計画をいたしたところでございますけれども、その後におきまして、詳細設計等を行います上で、また入札等を行いました関係上で、事業の事業費のほうも全体的に縮小をされてきておりまして、現段階での全体事業費の見込みといたしましては、１４億５，０００万円ほどで全体の事業が執行できる見通しとなっております。

それから、これまでから実施をしてきましたそれぞれの事業でございますけれども、これにつきましても当初、全体契約、全体の事業費と言いますのは、概略の設計によりまして、全体事業費を積算をいたしましたものと、その後詳細な各事業ごとの設計をすることによりまして、事業費のほうで縮小をしてきたという経過となっております。

また、各事業の請負率等でございますけれども、今回のＩＰ告知システムの整備でありますと、当初の入札の金額は請負率は７２．１６％、また加入者が設備工事におきましても、６０．５２％と、通常で考えます請負率から比べますと、かなり低い請負率となっております。その後実施をしておりますデジタル化の事業等におきましても、請負率は８０％台というようなことで、全体を見てみましても、請負率がかなり低くなりまして、

そういったことにもよって、事業費のほうも縮減が、圧縮がされたというふうに考えております

また、当初の設計指標という部分でもございますけれども、先ほども申しあげましたように、全体の概算事業費から１９億円というような事業費を出しておりますけれども、一定の入札率等も加味しながら、若干事業費も抑えられるであろうというようにところで考えていたところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） １番 横山君。

○１番（横山 勲君） 今、御答弁をいただきました内容によりますと、総事業費の見積もりを１４億５，０００万円程度で見通しを立てとる。少し計算をしますと７４％ぐらいだろうと思うわけでございますが、これを、今回のそれぞれのこのいただきました見通しで、これが最終になるのか、ならんのか、余りにも後ほど、最終２０日の提案もあるようでございますが、追加、追加っていう部分が非常に多いものですから、危惧をするわけでございますが、再度ＣＡＴＶ事業について、追加行為が開局までに出てくるのか、出てこないのか、この辺の見通しをお尋ねをいたしますと合わせて、債務負担行為も１４億３，７００万円当初計画をしておるわけですが、この債務負担行為の見通しにつきましても合わせ、２点目にお尋ねをいたします。

それから、これは私教えていただきたいんですが、一番最終ページに変更概要が出とるんですが、変更概要のえらい申しわけない話でございますが、ＩＰ告知端末機がおよそ４００台追加されておりまして、６，２００台ということで変更後の数量がなっとるわけでございます。御説明ありましたように、瑞穂地域のものが追加をするということで６，２００台ということでございますが、世帯数、丹波と和知の世帯数、若干のこれは世帯数でございますから、増減はありますが、いろいろ公共も合わせておよそ４，５００戸ぐらいの公共施設も入れた戸数じゃなかろうかなと思うわけでございますが、そういうことからしますと、１，７００台ほど６，２００台っていうことは多いというもので、その１，７００台が瑞穂の分なのか、具体的にひとつ教えていただいたら非常にうれしいと思います。

以上、３点お願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの横山議員の御質問でございましてけれども、まず開局までに今後、全体事業費がさらに増えるのかどうかという御質問でございましたけれども、一応全体事業費、先ほど申しあげました１４億５，０００万円につきましては、平成２２年

度までの事業費、それから平成23年度にも一部気象の観測ロボット等の設置が和知地区等で予定をしておりますので、そちらのほうに約1,800万円強、平成23年度の予算として、今後提案と言いますか、要求をさせていただく予定としておりまして、その事業費を含めまして、全体で14億5,000万円と申し上げております。この事業費につきましては、ほぼ事業内容も完成に近づいてきておりまして、これよりさらに増額があるという計画は持っていないです。

それから、債務負担行為との関係でございますけれども、設定をしております債務負担行為額につきましては、平成22年度までの、本日お世話になります契約案件等を含めました総額でもって、債務負担を設定しておりますので、その行為額につきましても、現在のままでいけるということになっておりまして、新たに翌年度には予算をもって事業を執行する予定といたしております。

それから、丹波和知の世帯数の関係等でございますけれども、全体で告知端末機は6,200台ということで、当初の予定から400台増加をさせております。既に丹波和知管内では、4,210件の加入申し込みがございまして、そちらのほうでIP告知端末は計上をいたしておりまして、残っております部分が瑞穂地区のIPの告知端末機の台数となっております。

また、400台追加をさせていただきまして、6,200台というふうにさせてもらっておりますけれども、まだ今後も加入の申し込みとかが当然出てくるとも想定をいたしまして、今のところ予備ということで、100台弱の告知端末機の予備を抱えている状況にございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 私も担当課にお尋ねしておきたいと思うんですけども、つけていただいております告知放送システムの整備工事の中身で、今、説明もあったんですけども、電話機交換の設置費ということで、瑞穂地区の電話機の不具合があったということで、業者の負担で交換と、負担の費用は町負担ということやと思うんですが。これ不具合の度合いといいますかね、責任が業者やということであれば、当然設置に係る費用も業者が負担すべきじゃないかと、もしくは半額にするとか、言うべきではないかと思うんですけども、これ1台当たり204万9,000円で見ると、1,127円という単価になるんですけどね。だから私どもの家、交換に来られたときに、電話機だけではなく、合わせて端末機っていうんですか、そういうのも一緒に交換をして帰ったわけですから、考えればそない手間として

やわね、必要ないんじゃないかと思うんですけども、これ1台当たり1, 127円、ほかのいわゆる交換と合わせてすればですね、丸もうけやないかと思うんですけども、ちょっとその辺の考え方はどうなのか、一定伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長

○企画政策課長（中尾達也君） ただいま山田議員からの御質問でございますけれども、瑞穂地区におきます電話機の交換の設置の関係でございますけれども、これにつきましては、当初旧瑞穂町のケーブルテレビの事業によりまして、導入をされたものでございますけれども、その電話機が一定期間がきますと、通話が全くできないというような不具合が生じておりまして、これにつきましては、すべてメーカー側の対応で交換を行うということにしたところでございます。また、この工事自体を今回のこの整備工事の中に組み込んでということで、事業を実施をしたわけですが、設置に当たりまして、その製造業者とか、そのほか本来の契約上の設置業者とかが、1軒のお宅に出入りをするとか、日程調整とかも行いながら、ばらばらと対応をしていきますと、住民側からしましても適切な対応というふうには考えられませんので、一括で事業のほうを実施したいということで、こちらの事業の中に組み込んで、同時に交換ができるようにということで、事業を実施をいたしております。

また、この交換作業に伴います費用等を含めまして、すべて業者側の対応ということにいたしておりますので、御報告させていただきます。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第81号を採決します。

議案第81号 平成21年～22年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 IP告知放送システム 整備工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 8、議案第82号 平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第 8 議案第82号「平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更について」を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議案82号について説明いたします。

平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更につきましては、契約金額から638万4,000円を減額し、5億5,011万6,000円とすることについて、お願いをいたしております。有線テレビ（CATV）加入者の減少による引き込み光ケーブル部材等の精査による減額でございます。

以上、議案第82号の提案説明といたします。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいま上程になりました議案第82号 平成21年～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

新旧対照表によりまして、変更点を御説明させていただきます。2項目めの契約金額でございますが、当初契約の額5億5,650万円から638万4,000円を減額し、変更後の額を5億5,011万6,000円とするものでございます。変更内容の主なものにつきましては、次のページの変更概要を御覧いただきたいと思います。

事業の拡張整備に伴いまして、当初は住宅等の配置図の図面上から拾いだしましたONUの設置基数に対しまして、実際の加入申し込みの数が少なかったために、数量を減じるものと、これによりまして幹線ケーブルなどの数量も減少するものでございます。

また、ONU用取付用木板におきましては、設置予定でありました壁面が凹凸であったり、あるいは土壁であるなど、取り付けが困難な場所が多く発生したことによりまして、新たにこの板を打ちつけまして、その上にONUを設置するというような対策を講じたことによりまして、新たに事業費が増えたものでございます。

そのほかの、新旧対照表におきまして、工事概要等に変更はございません。

それでは、議案を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

議案第 82 号 平成 21 年～22 年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の変更について

平成 21 年 9 月 3 日の京丹波町議会定例会において、議決のあった平成 21 年～22 年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業 加入者設備整備工事請負契約の一部を次のように変更する。

平成 22 年 12 月 7 提出 京丹波町長 寺尾豊爾

2 契約金額中、「556、500、000 円」を、「550、116、円」に改める。

以上でございます。御審議賜りまして、お認めいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第 82 号の質疑を行います。

15 番 山田君。

○15 番（山田 均君） 担当課にお尋ねしていきたいと思うんですけど、今回加入者設備工事に対する変更なんですけども、これに伴ってお尋ねしておきたいんですが、ひとつはこのケーブルテレビの場合に、情報の格差をなくすということを大きな目標として実施をされてきました。ここは見ておりますと、丹波、和知の場合は幹線が光ケーブルで、引き込みも光ケーブルということになっておるんですが、瑞穂地区の場合は、先に実施しておったということで、幹線は光ですが、引き込みは普通のケーブルということになっております。その点からいうと、非常に情報の関係で言うんですね、スピードが遅いというか、そういう差ができてくるわけなんですけども、やはり当然同じそういう条件、状態にしようとするれば一定の改善が必要になるというふうに思うんですけども、そういう考え方、計画というのはもっておられるのかどうかという点が一点と。

それから加入者サービスということで、いよいよ来年 4 月から開局していくわけなんですけども、これまではそれぞれの地域においては、電話帳というのが配置されておりました。今回、普通の NTT 電話番号の前に、「3」をつけることになるので、7 ケタということで、これまで瑞穂地区でしたら、4 ケタでしたんで、扱いにくいと。それから公民館とか、そういう NTT 電話ないところです、全く番号がかわってしまうというような問題も起こっておるわけなんですけども、それについてですね、やはり事業としてのサービス、ケーブルテレビのサービスとしても、電話帳が必要ではないかと。最低公共施設とかも必要ではないかと思ひまして、普通の NTT 電話でも本人の申し出によって、載せてないところもあるわけですから、そういう形でもできるわけですから、当然やっぱり電話機を設置しとる以上、それが使われな

ければですね、大きな投資をした値打ちがないと。実際聞いておりますと、非常にかけずらいということで、もう電話機を撤去してもうてもええわという、声すら聞くわけですが、やはりそういう点では使っていただくという立場で、やっぱり考えるべきやないかと思うので、合わせて考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） ただいまの山田議員の御質問でございますけれども、まず1点目の瑞穂地区と今回新しく整備をしました丹波地区、和知地区との情報の施設についての差が生じているという点でございますけれども、設置をいたしましたのが、瑞穂地区におきましては、平成16年ということでもありますし、また今回町全域での情報基盤の整備、格差の是正という部分で、新しく丹波、和知地区につきまして、平成22年度中に整備を行うわけでした、その施設の中身につきましても、当然差が生じているところでございます。将来的には当然町一本での運営となってまいりますので、施設のこれまでからの整備状況、それから耐用年数等々加味をいたしまして、今後全体的な事業計画といえますか、施設の運用計画も定めていくというか、シミュレーションもしていく必要がございますので、その時点で全体計画のほうは考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の電話帳の作成についてでございますけれども、これまで瑞穂地区でケーブルテレビがスタートした段階におきましては、有線の電話帳というものが、地域の企業の皆様方が中心なりまして、おつくりをいただいたという経過もございます。

また、23年度以降につきましては、N T Tの番号の頭に「3」をつけるということで、町内の無料電話が使えるという状況でもございまして、電話帳につきましては既にタウンページ等の電話帳がN T Tの電話がございますので、改めて電話帳の作成というものは今のところ考えておりません。ただ、公共施設等における番号につきましてはお知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第82号を採決いたします。

議案第82号、「平成21～22年度 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 京

丹波町有線テレビ（CATV）拡張整備事業加入者設備整備工事 請負契約の変更について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

《日程第 9、議案第83号平成21年度（繰越） （仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第 9 議案第83号 平成21年度（繰越） （仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 議案第83号について説明いたします。平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更につきましては、契約金額に193万2,000円を追加し、3億4,323万4,500円とすることについてお願いをいたしております。屋上のエアコン室外機が目隠しフェンスの設置や、玄関屋根鼻隠し等の材質変更及び園児用ロッカーの追加などを行うものであります。

以上、簡単ですが議案第83号の提案説明といたします。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） おはようございます。

それでは、ただいま上程の議案第83号の補足説明を申し上げます。

平成21年度（繰越） （仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について、今回の契約変更につきましては、契約金額3億4,130万2,500円に193万2,000円を追加し、3億4,323万4,500円とすることについてのお願いです。主なものにつきましては、先ほど町長よりも御説明を申し上げましたが、屋上エアコン室外機が目隠しフェンスの設置や、玄関屋根鼻隠し及び子育て支援室のひさしの鼻隠しを、現在の耐久性と防錆効果のあるものと、さらに景観にも配慮したものに変更するものでございます。詳細につきましては、別紙1枚めくっていただきまして、A3のうら表で資料つけさせていただいております。一番上の部分が病院側から見たところでございます、景観上もやはり室外機を、目隠しする必要性と、それから玄関のところにつきましては、この図面では平面に近いんで

すが、実際現場では、アーチが非常に急なカーブとなっておりまして、鋼材を予定していたものを、鋼材ですと曲げられないというようなことが生じまして、今回変更したものでございます。

また、保育所では年度途中でも受け入れをしておりますことから、固定式のロッカーは当初予定しておりましたが、やはり人数の変更に合わせて調整できるよう、ミニ用の移動式ロッカーをそれぞれ3歳児、4歳児、5歳児に二組、五組と追加するものでございます。

それでは、原案を朗読させていただきまして、説明とさせていただきます。

議案第83号 平成21年度（繰越） （仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について

平成22年4月27日の京丹波町議会臨時会において議決のあった平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の一部を次のように変更する。

平成22年12月7日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

2 契約金額中「341, 302, 500円」を、「343, 234, 500円」に改める。

以上、御審議を賜り、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより議案第83号の質疑を行います。

3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 何点か御質問をさせていただきたいと思います。今回の追加工事につきましては、発注者の意思ではなくですね、設計者の提案によるものであるというふうに聞いておりますが、当初設計にあげられていなかったということで、これは設計者の自らミスを認めたということになると思いますが、なぜこのようなミスが起きたのか、その原因についてお聞きをいたしておきます。

2点目はですね。これ追加工事の内容であります。玄関屋根鼻隠し、子育て支援室のひさしの鼻隠し、屋上エアコン室外機目隠しフェンスであります。きのうも現場を見に行っていました。外観ほとんど完成しておりまして、外構工事が突貫で行われておりました。

非常にきれいに外観仕上がっておりまして、鼻隠しがなくてもですね、景観が損なわれるというようなことはないというふうに感じました。これ以上、どうしようというのかという感じでの、すばらしい仕上がりになっております。室外機はですね、道路側に設置されておりまして、よく目立ちますが、目隠しフェンスをしなければならないという感じはいたしませんでした。それよりも、なぜあのような場所に室外機を設置したのかということで、この設

置する場所は、不適切な設計ではなかったのかというふうに感じました。保育所でありまして、そんなに景観にこだわらなくてもですね、質素でよいのではないかと思います。ほかに整備しなければならないところがね、町内にも多くありまして、例えば役場本庁舎でございましたら、全体を目隠しフェンスをしなければならんというふうに、私は思ってます。最終判断は当然町長がされたと思いますが、どのような基準を持ってですね、判断をされたのか、お聞きをいたしておきます。

3点目でございますが、瑞穂保育所新築工事につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業として、実施をされてまいりました。本年4月27日の当初の請負契約締結の臨時会の質疑でも、交付金の趣旨をふまえてですね、地域経済の活性化を図るため、町内で調達できる建設、建築資材は、町内業者で調達し、下請業者も町内業者を入れるようにですね、努力するということがございましたが、地域経済活性化にどのようなですね、効果をもたらしたのか、具体的な数値でお答えを願いたいと思います。

4点目でございますが、本工事は総合評価方式で執行されましたが、実施工程の管理方法、周辺施設の環境対策、杭工事における施工管理の実施によりですね、どのような効果があったのか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。まず、室外機等についての目隠しが必要か必要でないかというお尋ねもございました。その他関係するんですが、余り関係がないといえば関係がないし、やっぱりこの程度のことはしといたほうがいいという判断をまずしました。町内業者、地域、財源が地域振興施策の財源なんで、町内業者がどの程度活用されてるかというお尋ねもございました。このことについても終わったあとですが、業者選定されて水嶋さんという支店長だと思うんですが、できるだけ町内の業者を助けてやる意味で活用してもらいたいという申し入れを口頭ではございますがしました。その結果については今つかんでおりません。また後日そのことについては、報告したらいいかと思うんですが。

すいません、詳細について担当課から説明させます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 篠塚議員の御質問でございますが、ただいま町長が申したように、室外機に関しては2カ所ございまして、この室外機をどこに設置するかということにつきましては、場所について当初から平面のところに設置するというところで、場所がわかりにくいと思うんですが、調整池側に屋根が平たい部分ございまして、物置になるんですが、そちらの部分と、それから子育て支援室がございまして、そこの部分に近いところ

も平面のところがございまして、当初はそこへ室外機を置くという平面図での状況でした。実際にできあがった段階では、両方の室外機についても、一見見た目上は特に目隠しは要らないんじゃないかというところですが、今回目隠しをする場所につきましては、正面玄関から見る形になりまして、非常にやはり実際に室外機を置いた段階で、景観上も気になるのではないかとということで、御相談を受けまして、判断をさせていただきました。今回この当初の実施設計に沿って計画を進めていただいております、一番よい状況での計画だというふうに思いますが、なかなかやはり使い勝手とか、いろんなことが生じまして、大体定例的に月2回、第1と第3の週で、工程会議というものを持ちまして、計画を進めて、実際にさまざまな工事をして見ると、素材のこととか、それから使い勝手のところで、問題がやはり生じるのではないかとということで、計画をされた業者、それから設計をしているところ、それとこちらの担当課で話し合いを持ちまして、現場にも持ち帰りまして、再三協議をしていく中で、変更等をかけてきまして、今回の結果ということになったしだいでございます。鼻隠し等につきましては、現場を見ていただいたということで、私どもも現場見ました。見た目上、あれに塗装する予定なんですけれども、鼻隠しの部分につきましては、平面ではなく、アーチを非常にかいてまして、かたい鋼材でありますと、切断とどう説明したらいいんだかあれなんですけど。アーチをかくためには、鋼材自体が曲げられないので、当初では平面に近い形を想定していたんですけれども、それがアーチが非常に思った以上に、曲線になってるということで、鋼材を曲げて鼻隠しをしようとするのと切り刻んだ形でボルトでつないでいくということになります。そうすると色をつけてもやはり見た目上、非常に見にくくなりますし、切断すると、やはりその部分がさびたりするということで、切断せずに曲げられるものに変更し、なおかつそれに塗装していくというような、提案もございまして、それではやはり切断をするということで、鼻隠しを使用し、見た目上は、当初は似たようなものなんですけれども、材質は違ってきますので、最終的には担当課のほうで提案を受けたのを、それで決めていったという状況でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） すいません、総合評価の具体的な効果はどうであったのかという御質問受けたと思います。篠塚議員おっしゃいましたように、今回の保育所につきましては、総合評価で大きく先ほども出ました実施工程の管理方法、周辺施設の環境対策、杭工事における施工管理ということで、大きく三つの課題を持って提案をいただいたところです。具体的な業者の提案につきましては、例えば高圧洗浄機を設置するとか、また基礎工事の段階に

おいて、仮排水路をほって、できるだけ雨水の影響を受けずに工期どおり施工ができるというような提案がございましたので、それは一定工期内に工事が完成するような、効果も出ております。また、今言いました、高圧洗浄機なり、騒音とか、計器類を設置して、監視をするというようなことでもございました。近くに病院がございますので、粉じん対策の効果ももちろんあったと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） ただいま御答弁いただいたんですが、課長のその今の答弁ではですね、エアコンの室外機が正面玄関から見えるということでしたが、私はきのう見たけども見えませんでした。ちょっとこれもう一回現場に行って、正面玄関から絶対エアコンは見えません。それとですね、設計者と担当者、担当課と協議して、この変更は決めたということですが、3日に開催された議会運営委員会では、設計者の提案で変更するという答弁がこれありましてね、これ今の課長の答弁とは異なるんですが、どちらが正しいんか、これはっきりしていただきたいなというふうに思います。

それで、3点目はですね、当初設計ミスということで、そういう答弁はなかったんですが、こういうことが起きた原因としましてはですね、これ日匠設計でございまして、これ予定価格の半値以下で落札されておまして、これほか私とこのまだ委託のね、されておまして、仕事を抱え過ぎて、設計の綿密な検討とか細部にわたり、発注者との打ち合わせが当初にできていなかったのではないかなということで、その辺のことはどうだったんかなということをお聞きをいたしておきます。

それと、今回のこの追加工事でございまして、193万円余りでございまして、工事費全体から見ますと、0.5%余りということでございまして、他の工種を減額しまして、増額なしですね、当初契約金額の範囲内で、最終的には調整できるのではないかなというふうに考えられますのはですね、次の議会に減額ですね、議案が提案されることを要望をいたしておきます。

それからですね、地域活性化の関係でございまして、この瑞穂保育所新築工事を含めまして、小、中学校校舎屋内運動場改修工事などですね、道路工事がございまして、地域活性化経済危機対策臨時交付金、地域活性化きめ細かな臨時交付金、約10億円が活用されておりますが、町内の建材業者にね、売り上げについて聞いてみました。そしたら、どんなこと言うてはるかと言いますとですね、ないことはない、ないことはない。細かいものやと、ちょっとしたもの、型枠のちょっとした部品ぐらいのもんやと、そんな大きい額ではないと

言わはる業者とか、以前から取引のある工事業からは、注文が結構入ってますと、こんなことおっしゃってまして、そんなこれもおつとい金額ではないと。去年の例えば前年10月対比で、そんなに売り上げめちゃくちゃ増えた、3割も4割も増えたというふうなことはないということでございました。

こういうことになりますと、地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の趣旨が生かされていないということでありまして、これはですね、町内業者では調達するものがないのか、それとも今までから取引のある町外業者から調達をしているのか、どちらなのかお聞きをいたしておきます。

それと、総合評価方式の件でございますが、これは工事の落札がですね、総合評価の点数でこれ決まるわけでありまして、それに見合った効果がなければですね、総合評価方式の入札にした意味がないというふうに私思うんでありますが、総合評価方式の入札を見直される考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長

○子育て支援課長（山田由美子君） 篠塚議員の正面玄関の関係、大変申しわけございません。

正面玄関からは見えませんが、正門になりますね、門から入って正面が子育て支援室の入り口ですので、横から入って正面玄関になるんですけれども、門から見ますとという意味で申しわけございません。ちょっと説明不足で大変申しわけございませんが、来所者の方が車で来られる方、歩いて来られる方が、門から入られるんですけど、そこから見上げますと非常に目立ってしまうということと、それから子育て支援室の真横ぐらいになりますので、それで目立つと。もう一カ所については、まるっきり反対側といいますか、調整池側になりますので、そのまま特に何もせず、室外機については置いておくということでございます。

それから、二つ目の点で設計者の提案と決断はということなんですが、最終的にどちらかということですが、設計者の方からの御提案、これでいいかと、見えるけれども、こういうことになりますということで、お話だけではやはりわかりませんので、最終的には現場も確認もしまして、最終結論としては、設計者から提案はいただいておりますが、町としてさせていただいております。ですから、先ほどもお話をさせていただいたんですが、実施設計をした段階と、建設をしていく途中で、やはりさまざまな細かいことにつきまして、本当に計画上のところと、やはり使われる方の、今回は使う部分ではないんですが、内部にわたってベストの状態に変更させていただいて、月に2回で会議をさせていただいてるんですが、現場で建築をされてる方から、これではやはり使い勝手がというような提案が、何度もございまして、調整をしながらこれまでに至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 残る御質問の部分でございますけども、日匠設計につきましては、現在工事3件の施工管理をいただいております。議員おっしゃいましたように、当初の請負率につきましては、業務ですけども、安い金額でやっておるし、抱え過ぎではないかということでございます。管理いただいております社長とお話しする機会があったんですけども、現在の抱えておられるような仕事量につきましては、京丹波町で3件ですし、また民間の施工管理も1件、何か受注されておるようです。またその他建築なり、耐震設計で4件ほどの受注といいますか、仕事を抱えておられるというようなことで、全体として8件から9件ぐらいの受注があるということで、福知山のほうで件数を職員でこなされてるということでございますので、数からいうと、余り抱え過ぎということではないというふうに考えております。

それから、地域活性化予算の関係で、町内の建材業者ですとか、いろんな方にその恩恵があるのかなのかというような御質問であったと思いますけども、町長申しましたように、できるだけ下請については町内の方という要請もしておるところでございますし、材料くぎ1本でもというお話が以前ありましたけども、できるだけ町内で材料を調達していただくように要請をしているところでございます。あとは会社の経営といいますか、取引先というのがありと思いますので、何とも言えないところがあるのではないかと考えております。

それから、三つ目には、総合評価を見直す気はどうかということであったと思いますけども、総合評価ただいま試行段階でもございますし、総合評価そのものよりも、どういう項目を設定していくのかというあたりを見直す必要があると思います。いろいろ御意見をいただいておりますので、より町内業者に加点されるようなそういう項目を設定するなど、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（西山和樹君） 3番 篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 今回の追加工事につきましては、最終的には町の意味で判断で決定をしたと、これ当然の話でありまして、そのとおりやと思います。ということになりますと、議会運営委員会での答弁は、訂正をしてもらわんとあかんということなんで、議長、よろしく願いいたします。

それですね、工事入札指名委員会委員長の副町長にお聞きをいたしますが、これまあ予定価格の半値以下の落札金額ではですね、事務所の経営は成り立たないと、良識ある業者は言うておりまして、国土交通省でも適正な基準が定められております。ということで、半値以下でやろうとすればですね、ほかで設計した図面をそのまま持って行って手抜きするかで

すね、これ極端な話ですけど、設備メーカーとタイアップしましてですね、リベートを取って、不足分は穴埋めするというようなことも、何かあるようには聞いておりまして、本委託契約ではそのようなことは一切ないというように思いますが、このような不当行為を防止するためにもですね、最低制限価格をもうけられるお考えはないか、お聞きをいたしておきます。

それと、地域活性化・経済危機対策でございますが、今の答弁をお聞きしますと、やはりこのような大型公共事業ではですね、どうしても共同企業体の代表者が町外業者になるということでありまして、まあなかなか地域経済活性化にはつながらないという結果になってしまいました。今後同様の交付金事業がございましたらですね、やっぱり大型事業ではなく、町内業者が受注できるような事業を執行されるよう要望をいたします。

以上で、質問終わります。

○議長（西山和樹君） 畠中副町長。

○副町長（畠中源一君） コンサル業務は確かに、最低制限価格は現在もうけられてないというのが状況でございます。確かに請負率は大変低いところがございます。しかしそれをもって不当な内容であるとか、言ったことは私はないものと信じておりまして、しっかりと業務をこなしていただいているところを信じております。最低制限価格を設けたらどうかというところがございますけれども、全国的にもそういう議論はなされておるようでございますけれども、本町といたしましては、全体的な動向を見る中で、今後検討する必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） いろいろと質疑があったんですか、私もお尋ねしておきたいんですが、一つはエアコンの関係なんですが、当初の計画と変更になったということでしたけども、当然、当初の場所がなぜそこに計画されていたかということもあろうかと思うんですが、変更になったと同時に、当然、設計者であれば目隠しが必要だということも、設置されてからではなしに判断ができるのではないかと思うんですけれども、そういうことの判断を、いわゆる図面の段階で本来は一定のチェックをしなければ、設計者が提起したら、それをそのまませざるを得ないということになってくるんじゃないかと思うんですけれども、やっぱりいろいろな事業をやっているわけですが、特に建築に係るものについて、何億という工事は少ないわけですけども、それに対する内部的なチェックというのはどういう形でやられているのかという点をお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、それぞれ追加の内容について説明もあったんですけども、いわゆる設計者としての責任、例えば、アーチが図面よりもきつからアルミにして曲げないといけないということは、当然、設計者としてのミスだというふうに思うんです。長年やっておられる方であれば、そういうことはわかっておられるだろうし、事前にそういう説明があって当たり前だと思うんですけども、実際にでき上がってから、これは無理やという話が設計者から提案されること自体がどうかと思うんですけど、その辺についての考え方、町としてどういうふうに判断されているのか。やはりこれは業者の責任だというような形で話をされているのかどうか、その点について伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの山田議員さんの御質問ですが、専門であればおっしゃるとおりではないかと思いますが、実施設計の段階で、設計者の方については最良の計画ということで出させていただいて、それに附随するさまざまな材料、鋼材について積算されて出させていただいて工事に入られるということで、工事に入られた中で、材質についてもかなりいろんなものがございまして、そこまで当初のところでは、建築について担当課が専門ではないんですけども、確認ができなかったかとおっしゃれば、やはり確認できなかったのが事実でございまして、それを実際に工事をする中で、会議の中でさまざまな場所について、この材料でどういうふうにしていくかというようなことも含めて、施工される業者、実施設計をされたところ、現場のところで会議をしながら変更していったというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思いますが、町長もそういう会社経営をされているということですけど、工事の契約というのは双方が内容に基づいて契約しているわけですけども、本来、一つのものを建てていくという場合、その契約金額の範囲内で、一定の変更ももちろんあり、追加もあり、こういう中身で本来やるべきことだと思います。当然、それが発注者側の責任にあるものについては追加ということになると思うんですけど、今回出されている中身を見ると、本来、設計者や工事の請負業者、いわゆる工事金額の中で十分に包括できるような金額じゃないかと、内容についても、こう思うんですけども、そういうことの協議、また、そういうためのチェックも含めてですけども、建物そのものが住民だという関係でいろんな話をされているということですけども、大きなそういう枠で見れば、どこが大元をしっかりと締めて、業者、設計者と話をするのかということもやっておか

なければ、言うたら、全くの素人が業者や設計者の言うがままになるじゃないかなと。もちろん専門家ですので、説明を聞けば、そうやなということになるわけですけど、それを業者が持つのか、設計者が責任を持つのかというあたりも、もっと詰めた話がされておるのかと。

実際に3億円を超す事業です。190万円の追加がされること自体がどうなのかというように思うんですけど、町長としては、その辺をどのように考えておられるのか。また、判断をされた基もあろうかと思うんですけど、その点を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。

まず、結論を申し上げますと、追加しました金額を求めてくるというのは、かなり厳しい入札率というふうに理解をします。それだけ原契約が厳しい契約内容だったんだと、誇りすら覚えるんですが、傍ら、そうばかりも言っておれません。御指摘の部分が多いと思います。多分、施工業者が施工図面を上げたときに、元の意匠設計なんかをした人に、これでは美観を損ねますよというような話があったんだと思います。

本来、アルミなんかを使うということを最初から提案してもらっていたらいいんですが、発注側としては細かく説明を受けて、山田議員も御存じやと思いますが、オーケーするんです。したがって、説明しましたと設計側は必ず言います。そのことを私も何回も体験していますので、自信を持って、こういう説明をさせてもらいましたと、それを受けて契約したということになっておりますので、今回の件については何とぞ、さらに担当課にこういうことは最初からじゃないと困ると、アルミでしてくれとか、最初から目隠ししてくれとか言って、施工、発注側の技術を高める以外にないというふうに理解していますので、そのように今回の提案を理解いただいて、御賛同いただきたいと思います。

室外機の場合等について、御承知だと思いますが、室内機と室外機の距離が近いほど効率がよいというようなこと、これも最初からわかっていたこととございますけれど、できるだけ後の維持管理にプラスになるように配慮してくれているというふうに、このことも理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

15番 山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案されております議案第83号 平成21年度（繰越）（仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について、反対の立場から討論を行います。

本議案は、平成２２年４月２７日の第２回臨時議会において議決をした、３億４，１３０万２，５００円の請負契約の金額を変更するものであります。契約変更は、追加工事等で１９３万２，０００円の追加を行うものです。その内容は、いろいろと議論も出ておりましたけれども、屋上エアコン室外機が目隠しフェンスなど３カ所の変更、追加、各工事などとなっております。

新築する施設の中で、当然必要な改善はあるわけではありますが、しかし、追加工事の内容、設計段階で本当にどうであったのかと。室外機の場所の問題もありましたけれども、それに係ってエアコンの室外機が目隠しフェンス、いろいろとこれまでに出版されている資料には出ておりませんが、今回はそういう形で出ておりますが、やはり明らかに設計者のミスだというふうに私は思うわけでございます。こういう点からも、提案されている内容は設計者と請負業者の責任で行うべき範囲のものと、また、その責任をあいまいにして、追加を認めるということとはできません。

町長は常に町民の目線と言われますが、この方針から言っても、町民が本当にこの中身に納得できないということを指摘するものでございます。

もう１点は、設計業者が提出した図面、だれがチェックをしているのかという問題です。町民の目線でチェックをして、必要な修正などを行い、３億４，０００万円を超える工事で１９３万円余りの追加をするような設計業者で本当にいいのかというように私は問いたい。また、入札のあり方も問われているのではないかと、この点も指摘をして、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより、議案第８３号を採決します。

議案第８３号 平成２１年度（繰越） （仮称）瑞穂保育所新築工事請負契約の変更について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 多数）

○議長（西山和樹君） 挙手多数であります。

よって、議案第８３号は原案のとおり可決されました。

ただいまより、１１時まで暫時休憩といたします。

休憩 午前 １０時４４分

再開 午前 11時00分

○議長（西山和樹君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第10、議案第84号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について》

○議長（西山和樹君） 日程第10、議案第84号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更についてを議題とします。
町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） それでは、議案第84号について説明を申し上げます。

平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更につきましては、契約金額に4,763万5,350円を追加し、6億142万5,300円とすることについてお願いをいたしております。

外部改修工事におけるひび割れ補修箇所の追加や、シロアリ被害の改修、学校との協議に基づく保健室へのシャワールーム設置、児童の安全対策としての交通誘導員の増員、内装改修における府内産木材への変更などを行うものであります。

以上、議案第84号の提案説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは、議案第84号 平成21年度（繰越） 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。

本工事につきましては、瑞穂地区における小学校統合を前提といたしまして、校舎等の施設改修、また多目的ホールの新築、耐震改修に伴う屋内運動場の新築等を行うこととして進めているものでございます。

当初の契約額は、5億967万円として議会の議決をいただき、その後、エレベーターの設置に伴う耐震診断の再審査を経まして、4,411万9,950円の追加変更の議決をいただきまして進めてきたところでございますが、今回、事業の進捗に伴う資材の変更や追加等によりまして、4,763万5,350円を追加させていただきますと、契約金額を6億142万5,300円とすることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、議案書の最終ページでございますが、参考資料ということで主な変更内容を添

付させていただいております。これに基づきまして、説明を申し上げたいと思います。

まず、校舎棟の関係でございますが、工種は建築工事に係る部分でございます。

細目の直接、仮設という部分でございますけれども、これについては主なものといたしまして、外部仕上げの足場、仮設内部の間仕切り、仮設の更衣室等のリース料の追加をお願いいたしております。これにつきましては、エレベーター棟を追加させていただいたときでございますけれども、一部、その部分において別途足場が必要になるということになっておったわけでございますが、その時点で追加部分として盛り込めておらなかった部分がございます。そういった部分を含めての追加をお願いするものでございますのと、更衣室等のリース料に関しましては、当初は教室の一室を使うという計画でございましたけれども、夏休み中の教室の改修といったこともございまして、新たに仮設の更衣室、仮設のトイレ、こういったものをリースとして活用したということでございます。

次のエコ防水改修の関係でございますが、屋上の断熱防水、塗膜防水面積の増ということでございます。当初の屋上の露出断熱シート防水の関係でございますが、平面部分だけを施工するというようになっておったわけでございますが、屋上の立ち上がり部分、こういった部分も含めて行うということで、施工面積が増となったものに伴うものでございます。

塗膜防水の面積の増、これにつきましても、既設の窓の下の部分でございますが、この部分で当初はそのまま塗装だけをするという予定になっておったわけでございますが、調査をいたしますと、経年劣化によりまして防水を行うことが適切であるという判断に至りまして、その分の塗膜防水の面積が増加したということでございます。

それから、断熱シートを張りますのに押さえ金具というのを使用するわけでございますが、当初の押さえ金具から、防水の仕様に合った防水金物に変更をお願いいたしております。

次の木質化の関係でございますが、これは教室、廊下等の腰壁木材、これを京都府産のものに変更をお願いするものでございます。これについては、京都府もできるだけ京都府内産の木材を活用するという推奨されておりました、本町もそういった中で、実際当初に設計にあった針葉樹合板というのを取り寄せまして、その仕上げを施して確認も行ったわけでございますが、外国産の木材でできておるということで、全体的な色むらでございまして、仕上げ面積の割れ、小口のささくれ、こういったものが発生をいたしておるような材質でございましたので、安全性にも問題があるということで、今回、京都府産の木材を活用するということで変更をお願いをするものでございます。これは、工事の関係から既に施工をさせていただいたものでございます。

太陽光発電関係でございますが、これも太陽光発電を設置する屋上部分でございます。先

ほど申し上げましたエコの防水改修と同様の屋上の断熱防水、あるいは塗膜防水面積の増ということになっておりますし、断熱防水シートの押さえ金具の変更をさせていただくものでございます。

あわせまして、太陽光パネルを設置します架台でございますけれども、これが断熱防水シートを張る関係もございまして、それに見合った仕様に変更させていただいたものでございます。

外部改修につきましては、特に外壁のひび割れ、こういったものの補修が増加いたしております。これについては、設計上も調査を行った結果、追加をするというような設計になっておりまして、これは既存の塗装をめくる、あるいは壁を取るとかいったことで、外部からは見つけられなかったものが出てくるという想定に基づいて設計がなされておったものでございまして、現実的にそういった新たに発生した部分のひび割れ、浮き、欠け、そういう部分について追加をお願いするものでございます。

高架水槽周り、これも現在はモルタルで囲ってあるわけでございますが、既にモルタルの剥離、老朽化が激しい状況でございますので、これも撤去してフェンスに仕上げ直すということでございますし、ひさし等の外部の改修の追加につきましては、階段部分の外側の窓のところにひさしがついておったわけでございますが、これもモルタル等が非常に傷んでおるという状況で、落ちることも想定されるということで、ひさしそのものを撤去するというような形の追加をお願いしております。

建具の改修でございますけれども、これにつきましては階段室窓カバー工法ということになっておりますが、これは校舎と校舎をつないでおりますジョイント部分でございますが、ここの窓について、ジョイント部分に合った窓を設けるということでございます。

そのほか、便所のブース、掃除用具庫の扉の取りかえ等、これにつきましては各教室でございますけれども、そういった部分も学校との協議をする中で設けさせていただきたいというものでございます。

内装改修の関係でございますが、これにつきましては、それぞれ教室や保健室、音楽室、便所、昇降口等の改修箇所の追加をお願いいたしております。

保健室につきましては、町長が申されましたように、シャワールームを学校との協議の中で追加をお願いいたしております。

教室等については、床等をめくりますと、シロアリの被害が出ておるという部分もございまして、そういった部分について改修をお願いいたしておりますし、音楽室については、ほかの教室については廊下と教室に段差がございまして、教室の床が廊下よりも高くなってい

った現状がございます。そういう意味では、廊下部分をかき上げたわけですが、音楽室についてのみ、現状は廊下と床面がフラットになっておったということで、廊下全体を上げますと、今度は音楽室に段差ができてしまうというような状況がございまして、音楽室の床をかき上げするというような追加をお願いしております。

その他、便所、昇降口等、改修箇所につきましては、配管等の追加の改修をお願いするものでございますし、既設の床のフローリングの改修等につきましても、湿気による床板のそり等が発生いたしておりますので、再度、床下に湿気防止シートを張って、そこにコンクリートを入れて、きちっと湿気防止を行った上でフローリングを張るということでございます。

電気設備工事の関係につきましては、消防との協議等がございまして、非常用スピーカーを設置する、エレベーター棟の電気設備の追加、LANや電話線の配線の関係でございますが、当初は空配管ということで配線が見ていなかったというような状況がございまして、あわせて配線を行うということでの追加をお願いするものでございます。

以上、校舎棟につきましては、総額3,208万2,000円の追加をお願いしております。

次に、屋内運動場、渡り廊下の関係でございます。

以下、多目的ホールやエレベーター棟外構施設等に残土処分地の変更という同様の項目が出てまいります。これにつきましては、それぞれの建築工事を行う中での残土処分地の関係でございますが、当初、予定をいたしておりましたのは、下山の丹波出張所の裏側に残土処分を行うという予定になっておったところでございます。しかしながら、そこが国交省の縦貫道の残土を持ち込むということと重なりまして、そちらには持ち込めないという状況が発生いたしましたので、別の場所に処分地を求めたところでございます。これが、大朴の茶業組合、そちらの用地を一次拝借して置かせていただいたということですが、仮置きでございましたので、再度、適正な残土処分地を求めたということで、2回移動をさせたというような状況がございまして、それに伴いましての増額が生じたということでございます。残土処分地の関係については、すべてそういう状況でございます。

建築工事に係りましては、引き割りどんちょうや暗幕の追加等をお願いいたしております。

設備工事につきましては、体育館の周りに散水栓を設置させていただくものでございます。

次に、多目的ホールの関係でございます。

これにつきましては、主なものでは、排水のグレーチングの追加ということで、出入口に排水をするところを切っていないというような状況がございまして、排水処理ができる溝を切りまして、グレーチングを設けさせていただくということと、壁の仕上げについては、モ

ルタル施工ということで予定いたしておったわけですが、将来的にひび割れ等が生じないようにプラスターボードという材質、ボードで貼っていくということに変更をお願いするものでございます。

多目的ホールの電気設備工事については、構内の情報通信設備の精査ということにいたしておりますが、それぞれLANや電話線、こういった部分の空配管になっていた部分について、配線を同時に行うという追加をお願いいたしております。

エレベーター棟の関係でございますけれども、これにつきましては、当初、矢板による山留め工法ということを予定いたしておったわけですが、薬液注入による工法に変更させていただいたところでございまして、これに伴う追加をお願いいたしております。

あわせて、エレベーター用の鉄骨についても一部追加をお願いするものでございます。

外構の施設でございますが、既設舗装の改修でございます。これについては、当初、校舎の前面部分の舗装、プール南側の舗装等が含まれておらなかったところですが、この部分の舗装も追加をさせていただいて、一体的に周辺をすべて舗装を改良したいということでございます。

次に、既設建物の解体の関係でございますけれども、これにつきましては、一部物置等の建物があったわけですが、この建物について、当初は校舎の近くの町営住宅の近くに移設するということでございましたが、活用面から考えまして、今は支所の山開センターの駐車場に移動をさせていただいて、そこで有効に活用したいということで、そちらに変更をさせていただいた関係で追加をお願いいたしております。

共通費の関係でございますが、これにつきましては、児童の安全面から交通整理員を増員いたしましたほか、地質調査の関係、あるいは仮設の水路を設ける必要がございましたので、そういったものの追加、進入路等の鉄板等、こういったものの追加をお願いいたしております。

合わせまして、総額で4,763万5,350円の非常に多額に上る追加ということで、まことに申しわけないところでございますが、必要に応じて生じてきた部分もございまして、何とぞ御理解を賜りまして、御議決いただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、議算第84号の説明とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第84号の質疑を行います。

6番 村山君。

○ 6 番（村山良夫君） 先ほどの説明と事前資料も含めまして、二、三、確認をしておきたいと思うんですが、まず設計段階での甘さというんですか、先ほどの保育園のときも同じようなことでしたけども、やはり発注者がどんなものをしてもらうのかというのは原則でして、それに基づいて図面をつくっていただいて、その図面に基づいて積算をして、いわゆる予定価格を算出するわけです。最低価格とかを入れるわけですし、入札業者、参加業者には図面と数量表というのを渡すわけですから、今、長時間にわたって追加資料として御説明をいただいたんですけども、一部予測のできないものがあるわけですけども、建築工事の場合はほとんどが目で見えるわけです、当初から。だから、もう少し慎重に設計を見、積算を見、発注者がしておれば、これほど変わることはないんじゃないかと。

特に校舎ですけれども、これは一括で出ていますのでわかりませんが、中学校の体育館とか、多目的を引きますと、この部分は3億円前後かそれ以下だと思います。1割ほどの追加をせんらんとというのは、土木工事の場合の、例えば石が出るとか、水が出るとか、そういう思わず起きることは考えられますけれども、こういう建築工事でこういうことが起きるとするのは、若干、設計段階での発注者としての自覚が足らぬのと違うかなというように思いますが、その辺はどうお考えなのかということが一つ。

それから、これを見ていると、本当に追加をせなあかんのかなというような工事も散見されます。そのことが問題なのと、もう一つ、これ以外の教育施設でもっと金をかけないかん、支障がある部分というのではないんですか。4, 000万円余りのお金をかけるとしたら、聞いていますと、ひかり小学校にも雨漏りをする場所があるとか、それは随時直していただいていると思うんですけども、この学校に、入札で予算が余ったさかい、その分をここへ投入するんやという考え方なのかなというように、最終の契約を見ますと6億円余りになって、予定価格の6億700万円にほぼ近くなってしまいます。そうすると、ここでこの分を使っておかないとあかんのやということになって、町長との懇談会で町長さんも金がない、財政が苦しい、そんなことは当たり前やおっしゃっているだけに、やっぱり大事なお金でするので、もう少し全体のバランスの取れるようなことに教育施設を考えられるというお気持ちはないのかどうか、その三つの点についてお聞きしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、一つお答えしておきます。

補正をすることによって当初の予定価格に近づいてきたと、消化することが目的ではないかということについては、そんなことはございません。

残余については、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 議員さんにおっしゃっていただいたように、今回、多額の追加変更をお願いいたしているわけございまして、設計段階で不十分ではなかったかということでございます。

確かに、設計から工事発注、そして完成まで、言いわけがましい話になるんですけれども、期間が非常に限られておったという状況の中で、設計者、私ども教育委員会の担当者、土木の担当で協議をしてまいったわけでございますが、すべて現状を確実に把握して、そういう協議が持たれておったかということについては、やはり反省すべき課題があるかというふうに理解をいたしております。

それから、ふさわしい教育施設といいますか、そういう御質問でございましたけれども、やはり児童の安心・安全、これをいかに担保していくかということが一番望まれておるといふふうに思っておりますし、今回、さまざまな追加等をお願いするわけでございますが、来年度の開校に向けて、できる限りそういった部分を一定整備を終えたいという思いがあるのも事実でございます。

○議長（西山和樹君） 6 番 村山君。

○6 番（村山良夫君） ちょっとお尋ねするんですけれども、例えば、京都府産の木材を使うということになっているんですが、これは当然、山林王国というか、和知の材料を使っておられるんですね。そのことをお聞きしたいのと、先ほど言った設計の段階でも、例えば、ひび割れの補修で、壁を取ってみないとわからんということを予測していたようなことも書いてある反面、シロアリが出てきたとかいう話ですけど、当然、シロアリの話もそのときに予測はできるはずなんですけどね。だから、くどいようなんですけれども、余りにも設計者任せになっていると。その設計者が、これは勉強不足で調べていませんが、設計の段階の入札が結構厳しかったのかなと。だから、でき合いというとおかしいですけど、篠塚議員からお話が合ったようなでき合いか、それに近いような、手抜きじゃないかもわかりませんけども、本当に多額の金をかけたものをつくるという自治体の意向を汲んでいただいた設計ができているのかなということを思いますので、今後そういうことについても慎重にやっていただきたいと思いますが、その辺の見解はいかがということだけ追加でお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 木質化の木材の変更についてでございますが、当然、和知産という御質問でございますが、京都府内産材ということで、和知産ということにはなっておりません。

それから、設計について十分な協議をしながらということですので、それは当然、議員さんの仰せのとおりでございまして、十分な協議をしながら、よりよいものをつくり上げていくというのは当然のことですので、今後もそういった点は十分留意すべきであるというふうに思っておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 6番 村山君。

○6番（村山良夫君） 景気対策云々という話はきょうに始まったことではなしに、私も1年ほどしか経験がありませんが、ほとんどの議会の上に、だれかが地元の経済活動のために金を使うなり、活性化を図れと言っているわけです。

京都府産という、どこの分かわからないということですけど、追加ですから、交渉する中で、例えば、正式な名前はわかりませんが、和知関係の生産森林組合とかがやっている製品もあるわけですから、そういうものを利用するように指定してもいいと思うんです。なぜそういうことをされないのか。本当に地元の業者から税金等もいただいて、町の運営がなっているということは基本的に考えられているのかなということを非常に疑問に思います。その点、もう一度、これは町長なり教育長にもお考えをいただかないとならんことやと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（西山和樹君） 朝子教育長。

○教育長（朝子照夫君） 先ほど、いろいろと追加をお願いしている分につきましては、既存の校舎の改修ということで、いろんなところが新しく追加ができたというようなことでありまして、そのことでたくさんの追加をお願いしているような状況でもございます。再三、御指摘のありましたように、もう少し設計、あるいは施工の中できちっと詰めておく課題があったなというふうに思っております。

先ほどもありましたように、地元の活性化ということで多くのお金をちょうだいしてつくっておるわけですので、今後、本当に地元の業者の皆さん方の活性化ということにつながるように、もう少し我々教育委員会としてもしっかりチェックはしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

特に地元活性化という点では、京都府産材ということになっておりました。まことに残念です。はっきり申し上げておきます。これからは、京丹波町産材を指定して、なければ京都府産材にすべしという考えであります。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですが、先ほど資料に基づいていろいろと説明をしていただいたんですが、気になりましたのをお尋ねしておきたいんですが、仮設更衣室のリースの追加ということがありました。夏の工事がおくれたという説明だったと思います。

例えば、工事を請け負った場合、工程表というのを出しています。その請け負った期間内に工事をちゃんとやりますというのが、当然出されておると思います。そういう面から言えば、どこの責任でこれは遅れたのかと。町側というよりも、業者の責任やないかと、そう思うんです。そういうことが何で相手の業者にきちっと言えないのかと私は思うんです。

それから、今も出ておりました木質化の問題で、当然、府内産を使うということはいいと思うんですが、その変更になった理由が、当初、設計者が指定しておった木材が、いわゆる子供にとって安全性に問題があったということも原因やと、こういう説明があったと思うんですけれども、教育施設そのものに子供にとって、そこに手を当ててけがをする、当初の設計にそんなものが入ること自身が教育施設としての設計者の問題ではないかと。そういう点は、設計者にもっと責任をはっきりさせるべきじゃないかというように思うんです。

もう一つは、残土処分の問題なんですけど、当初は今ありましたように、下山の消防署の裏側を予定しておったけども、縦貫道の土が入ったということなんですけども、本来、町の工事をやって、いわば町のストックヤードですので、当然、町の工事のものが優先されると。その分を京都縦貫道なんで国友省建設主からいただいているのか知りませんが、やはりそういう計画をすれば、わざわざ残土処分の額の追加をする必要はないと思うんですけれども、その辺ははっきりさせるべきじゃないかと。そうすると、例えば、交通整理員のそういうものも削減されるわけですから、やはりそういう経費が、先ほどもありましたけども、追加ができるということではなしに、やはり契約金額の中でどうするかということをもとに踏まえて、予測できないものについては認めると、こうあっても仕方ないと思うんですけれども、その辺のことについてどうなのか。

それから、シロアリの問題とかいろいろとおっしゃいましたけども、一定ああいいう校舎でございますので、専門家が見れば、亀裂の問題も含めて、当初からそういうことは指摘して、当然、工事の中に入れられるべき部分があるんじゃないかと思うんですけれども、その点についてどうなのかお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） いろいろ御質問をいただいたわけですが、総じて、当初の設計のときにいかなものだったのかということだと思っております。

先ほども申し上げましたように、設計から発注、完成までの期間が限られる中で、設計を先行してやったわけですが、そういった中での設計業者、あるいは私ども教育委員会の職員、土木の担当者、その辺を十分に協議しながら進められておったかということについては、先ほども申し上げましたように、反省すべき点が多々あろうかというふうに思っているところでございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） 町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、継続された事業ですので、当初、町長が決裁したというものではありませんけども、今、担当次長からありましたように、工期が短いということもあったんですけど、これはそういう方針を決めて、統合すると、今の桧山小学校を改築すると決めたのは、やはり当時の責任者なんです。それが、工期が短かったとか、そんなことは当然入れて事業をやっていくというのは、当然、責任あるべき立場の者のやるべき仕事やと思うんです。

それを、そういう工事の中身やとか、正しく住民に転嫁したり、子供に転嫁するということではなしに、やはり子供の安心・安全をきちっと確保するということなら、一定の期間、そういうものをたっぷり置いてやるということが基本やと思うんですが、本当にもっと反省をしないといけない点が非常に多いというふうに思うんです。

だから、時間があれば、例えば亀裂の問題でも専門家がチェックすれば明らかになることもあったかもしれませんし、当然、明らかになると思うんですが、また、増改築をするという方法やとか、新築するという方法やとかいうことも広く検討してやるべきで、相当な金額、6億円を超す金額になりましたので、本当にそういうことが問われていると思うんですが、町長として引き継いで、今回の決裁もされておるわけですけども、一つ一つを見れば、本当に町が主導的に業者ときちっとチェックしたり、協議をしているのかと、業者の言うがままにしとんじゃないかということすら思えるんです。

府内産材の問題でも、当然、設計者がきちっとやるべきことやし、使う材料についても、学校という立場からもっとチェックをされるべき問題やと思うんですが、そういう点では町としての体制もどうであったのかということも問われると思うので、その辺も含めて町長に見解を伺っておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず、これだけの補正をお願いするということについては、申しわけ

なく思っているんですが、何よりも安全で安心な学校施設を整備したいとの一心であることを御理解いただきたいと思います。

その上で、御指摘をいただいております当町の技術者の問題ですが、何せ建築工事がそれほど多くない京丹波町にありまして、技術者の養成、今後も皆さんの御意見を踏まえまして、関係機関の協力を得る中で、全体的な技術職員の資質向上に取り組むとともに、新たな人材も求めて進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番 山田君。

○15番（山田 均君） もう一点、町長にお尋ねしておきたいんですが、この間、京丹波町は、今、出ております桧山小学校の増改築、中学校の体育館、保育所ということで、数年来、合併前もありましたけど、こういう何億円という事業が一度に出るということはなかったわけです。しかし、この間、中学校の問題でも当初から入らなきゃいけないものが予算措置できていなかったとか、保育所でも追加の問題、今の小学校の問題もあるんですけど、余りにも設計業者の責任、請負業者の責任というのが問われていると。発注者としての京丹波町のチェック体制のあいまいさ、不十分さも明らかになっていると思うんです。

こういう点は何でやと。担当課がいわゆる責任を持ちながら、入札は京丹波町で言えば監理課とか、いろいろとばらばらにやっているんです。土木建築課もそこに入っているということなんですが、やはり工事をする場合にはもっと統一的に、設計から入札、現場指導、監督を含めて、もう少し体制そのものをしっかり持って総合的にやらなければ、業者や設計者、専門家ですので、太刀打ちできないということも表れているんじゃないかというふうに思うので、改めて、入札方法も含めて見直す点、考えるべき点があるんじゃないかと思うんですけど、その点を町長に伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） いろいろと御教示いただいているとおりでというふうに基本的に認識しております。非常に忙しいのかなと思ったり、いろいろとしておるんですが、これからもこれほど大きい事業はありませんけれど、畑川ダムやパーキングエリア、浅田農産跡地、大倉のヒヨ谷とか、いろんな解決すべき問題があります。京都府に対して人事交流という名の交流がありますので、そういうことでも技術者を、ぜひこうしたことに当てられるような人の派遣を求めていきたいと、そういう申し入れもしているところでございます。

御指摘いただいたとおり、多分、私の体験から申しますと、設計者は事細かに事業主に対して説明します。それを落ちている、これは必要以上のものだとか、もう少しこのことに予

算を組むべきだとか、府内産材という意味ですが、そういうことを発注者が、事業主体である京丹波町がそういうことがチェックできないと、こうした問題が起きているなというふうに考えております。

それと、担当であります谷次長から何度も申しておりますが、私も含めまして、余りにも時間がなかったということを弁解させていただきたいと思います。今後、このようなことのないように万全を期したいという思いであります。

○議長（西山和樹君） 1 番 横山君。

○1 番（横山 勲君） いろいろ質疑が交わされているわけですが、私からも少し、中身は専門的なことになるかも知れませんが、質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目でございますが、今回の追加工事、町長がいつもおっしゃっておりますように、町民の目線といいますか、町民の視点で見ますと、当初の契約金額が5億960万円余りであったわけでございますが、それからエレベーター工事があったとは言え、今回提案されております変更を含めると6億142万円ということで、9,100万円余り、言いかえますと1億円近くも増えておるわけです。

1億円も増えているということについて、町民目線で本当に見たときに、町民はどんな感覚を持たれるんだろうかと、そんなことについて町長の思いがどの辺にあるのか、まず一点、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、これからお尋ねいたしますことは、確かにことしの人事異動が4月1日付でございましたか、あるいはまた教育長もおかわりになったということで、以前の状況を今、御質問することについては、担当部分については非常にいろんな思いもあるだろうと思いますが、それはやっぱり引き継ぎをされておる以上、一つ耐えていただいて御答弁をいただきたいというふうに思うわけでございます。

ただいまも谷次長からは設計が甘かった、あるいは時間が限られていたというような答弁もあったわけでございますが、私はそうは思わないんです。時間はあったと、こういう思いの中でお尋ねをするわけですが、確か、これらの設計について、私は8月9日の臨時会でもお尋ねをした経過があるわけでございますが、最初に実施設計をするまでの話として、実施設計をするときには当然、業者を招集してするわけでございますが、そうした設計業者を集めての説明会、いわゆる設計業務の現場説明会でございます。このことがどうであったのかと。

本来、設計業者を集めて設計しますときに、この間も申し上げましたが、これからの設計というのは夢を語る仕事ですから、町としての基本的な構想、考え方とかいうものを仕様

書にまとめて、いろいろと実施設計の説明会がされたはずなんです。しなければ、できないわけです。あるいは、そうした町の思いや考え方、願いをその設計仕様書に載せるわけですが、その設計仕様書はだれがつくったんだ、どこでつくったんだと、こんなことをお尋ねしたいというふうに思います。

説明はたくさん資料をいただいたんですが、ひび割れとかシロアリというような話、こんなものは当然わかっているはずなんです。あるいは、学校との事前協議の結果として、シャワールームや清掃器具の扉云々というのが資料に出ておりますが、なぜそんなことはもっと早く、学校関係者との協議もしながら設計に入るまでの仕様をなぜつくらなかったんですか。僕は、ここに大きな問題があるというふうに認識をするんです。

そして、できたとして、入札をされた結果として、ゲンプランさんが設計契約の38.5%で落札されている。このことは、前回指摘しましたので申し上げますが、いわば、むちゃくちゃな設計単価なんです。もともと私は、先ほど申し上げましたように、町の現説のときの設計仕様書は予定価格2,280万円という話でしたけども、これもどこで、どのような協議の中でつくられたのかということを明確にしていきたい。

それから、ゲンプランさんが落札をされた。落札された後、通常の場合は、先ほど町長さんから話がありましたように、実施設計書をつくるときに幾度となくお施主さんと、今回は町と設計業者は、そんなもの一発では絶対に設計できないんです。私もこのことについては長く携わってきました。お施主さんと、常にこの部分は、ここはどうしましょう、あそこはどうしましょう、よくヒアリングをするわけです。そのことを行いながら実施設計書というのはつくるんです。その辺のことが、時間がなかった云々ということは私は知りませんが、私は時間があつたと思います、調べてみますと。十分あつたと思います。その辺のチェックはだれがしたんやと。えらい細かい話をして、まことに申しわけないわけですが、そんなふうなことでお尋ねをしたいと思います。

また、今回の追加工事でございますが、この追加工事、先ほども必要ない部分もあるんじゃないだろうかという話が出ていましたが、これらの追加工事の必要性について、いつ、だれが、町長さんに行くまでの話として、判断をされて、町に対して報告があつたのか。あるいは、今回追加の4,760万円余り、これの算出というのはどういう方法でされたのか。

たくさんしゃべりましたが、まだたくさんあるわけですが、それは二次質問ということで、とりあえず、ここで一たん切りますので、答弁を求めます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えをいたします。

まず、先ほども申し上げましたが、何よりも安全で安心な学校施設整備をしたいという一心であります。その上で、町民目線ということになりますと、来年4月1日開校するという至上命題の中で、でき得る限りの改修をしたいという思いでもあります。また、町民目線ということになりますと、せっかくやっておいて、何でここができてないんやというようなことのないように、一定水準を整備したいというようなことでございます。

残余については、担当課から答弁をさせます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 2点目に御質問をいただきました設計者への説明の関係でございますが、これにつきましては、現場説明会は行われておりません。入札資料といたしまして、基本構想等、必要な資料を設計業務設計書とともに公表させていただいて、説明会にかえておるということでございます。

それから、実施設計の設計者との協議とチェックの関係でございますが、設計者との調整については、教育委員会の担当、土木建築課の担当と実施をしてきたところでございます。そういった点で少し、先ほど来、申しておりますように、実施設計の内容について、学校等の要望等を踏まえた部分がどこまで反映されたかということなり、設計者との連携等が十分に図れたかということについては、反省すべき点も有しておるというふうに思っておるところでございます。

この実施設計のチェックにつきましては、土木の担当課ではお世話になっておりますけれども、図面等の全体的な構成でございますとか、1枚ずつの内容等は検討していただいておりますけれども、どの範囲を施工するかというふうなことについては、私ども教育委員会のほうで決めさせていただいておるという形でございます。

それから、工事实施の判断ということでございまして、どのような時点でだれが判断したのかということでございますけれども、変更を含む工事内容につきましては、毎週、現場事務所で開催いたしております定例打ち合わせ会議において提示がなされまして、その中で一定、即決で判断しなければならないものもございますし、提示を受けた上で内部で調整をさせていただいて判断するという2通りのことがあったというふうに思っておるところでございます。

追加工事の積算の算出根拠ということでございますが、これについては、先ほど申し上げましたように、定例の打ち合わせ会議において提示をいただいたということについて、私どものほうで積算を行ったということでございます。

○議長（西山和樹君） 正午の時間を過ぎると思いますけれども、御了承ください。続けます。

1 番 横山君。

○1 番（横山 勲君） 冒頭、町長さんにお尋ねをいたしましたのは、私は1億円近く追加になったと、そのことが町民目線で見たとときにどういうふうに思われるのか、そこをお尋ねしたかったわけでございます。答弁を求めたいと思います。

それから、このことは当初の、いわゆる現場説明会はしていないというお話ではございましたが、それらについて、設計の仕様書をつくられたと、当然です。ここに大きな課題があったことに尽きるというふうに思います。そういう尽きる中で、そこでもいろんな、教育委員会云々ということとの協議は恐らくされていなかったというふうに、今までの御答弁では思うわけでございますが、ここに大きな最初の第一歩のつまずきがあったというふうに思うわけですが、そこで一つ教えていただきたいんですが、その仕様書はどこでつくられたのか。いわゆる設計の予定価格まで出されているんです。それに対して、38.5%で落札されているんです、ゲンプランさんが。大変失礼な話で、今までの答弁を聞いておりますと、そこが一つわかりません。

それから、追加工事の4,763万5,000円ですが、毎週の工程会議で提案があったので、町で積算をしたということですが、大変失礼でございますが、提案があって、本当に町で積算がされる体制下にあるのか。あるとしたら幸いだと思いますが、逆にあるとしたら、こんな問題は出ていなというふうに思うんですが、再度そのことはお尋ねしておきます。

それから、こういうことで1億円がざっと増えたわけですが、増えたとなりますと当然、実施設計費や設計管理料について、通常ですと変更が生じるというふうに思うのですが、その辺もお尋ねをしたいということとあわせて、今回、設計と管理が別々にされているんですね。設計はゲンプランさん、管理は日匠設計、そこにじっくりいっていない部分が大いにあるのではなかろうかという考えがしてかなわんのです。

あわせて、最終的に工事ができたときには、赤黒の出来高設計書を補助事業なのでつくらなければならないと思うんですが、そうした赤黒の出来高設計書はどこがつくるんだと。それは設計書の中に入っているのか、入っていないのかお尋ねをいたします。

今も申し上げておりますように、設計と管理者との連携というのは非常に問題であるわけでございますが、あわせて、先ほど町長からも話がありましたが、業者は実施設計に基づいて施工図を起こすんです。当然、その施工図は施工管理であります日匠設計がチェックするのとあわせて、町もチェックをするはずなんです。これらの建築の管理業務については、そういう流れになっているんです。そういうシステムになっているんです。そのことがどうであったんだろうかと。

それから、先ほど大変失礼なものの言い方で、能力があるのか云々ということまで申し上げたわけですが、私はやはり町長がお話ししましたように、今後の技術者の養成をどのように図っていくのかということが大きな課題だと思います。あわせて、こんなに5億円も6億円も、小学校も幼稚園も中学校もですから、やはりプロジェクトチームをつくってでもすべきでなかったらどうかと、こんなふうなことも反省として思うわけですが。

それから、私が教育委員会にお邪魔しました折に、これを申し上げるのはどうかと思うんですが、実は実施設計書が見たかったんです。あるいは、現場説明会の資料が見たかったんです。という思いの中で行きましたときに、非公開ですと、実施設計書は見せられませんが、恐らく土木にあると思いますと、こういうことを担当からお聞きしたわけですが、本当に実施設計書って非公開なものなんでしょうか。そのことも含めて御答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。

先ほどもお答えしておったんですが、結果として1億円近い補正になったということについては、とても町民目線ということにはならないんですが、前回、エレベーターを中心とした補正を御承認いただきました。今回また、新たに教育現場とのすり合わせでこうした補正をお願いいたしております。何回も申しますが、開校したら安全で安心な学校にしたいという一心でまずあります。そして、4月1日開校、至上命題でもございます。しておいたらよかったとか、ここは何でしなかったんやというような御指摘のないように、今回の補正をお願いしております。そのことを町民目線だというふうに、改めて御説明をしたいと思います。

なお、プロジェクトチームに至るまでというお話もまことに的を得ていると思います。今後につきまして、技術職員の資質向上ということ、あるいは新たな人材を求めるということも検討したいと思っております。何にしましても、自力でそれほど人件費があるわけではないので、京都府なんかと協議をしまして、そうした今回のような事態が起きないようにしたいと思っております。

私自身は、町長になって、阿部さんが教育長に就任されてあいさつに見えました。それで、委員長から今回統合をすることで、そこそこの人材を教育委員会に派遣してほしいという要請を受けました。そんなことを受けて、内幕みたいな話ですが、谷参事、現在、教育委員会に派遣をいたしました。谷君のほうからは、こうした人材と一緒に出向させてほしいという要請を受けたところです。当時、21年12月時点での持てる人材をここに投入したという思いを抱いております。

そんなことを申し上げて、私からの答弁としておきます。

残余は関係課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） たくさん御質問をいただきましたので、また漏れ等がありましたら御指摘をいただきたいと思います。

まず、仕様書はどこで作成をしたのかということでございますが、これは当然、町でございます。

それから、いわゆる追加工事の金額の根拠等にかかわっての話でございますが、既に実施をしたものについては施工業者より数量、金額の提示を求めまして、管理者及び町が内容の精査を行っております。また、町で設定したものについては、数量を町で新たに設けるものについては、金入れを町でやっておるということでございます。

管理料の変更が生じないのかということでございますが、今回の変更により事業料、あるいは業務が増加するということになるわけでございますが、工期自体の変更は行っておりません。したがって、管理日数に変更はないということで、委託料の変更は予定をいたしておらないところでございます。

それから、出来高図書の関係でございますが、竣工図については施工者が作成をするものでございまして、さらに、管理者がそれを十分に照査し、成果品となると思っております。竣工設計書につきましても施工者が変更、あるいは追加工事の数量の拾い出しを行いまして、それを管理者が照査の上、出来高工事数量表を作成し、その結果に基づいて町が金入れを行っておるということでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（西山和樹君） 1 番 横山君。

○1 番（横山 勲君） しつこいようですので、これでやめますが、いろいろと御答弁をいただきました内容、今もいわゆる設計の仕様書は町で作成したという御答弁でした。町で2,000万円からの建築工事に対する基本設計ができるわけですから、できる技術者がいらっしゃるということだと思いますので、当然、今はリビックなんかで積算の場合はずっと打てばできるわけですが、図面を描くということになりますと、概略図面でありましようとも、それだけの知識がなかったら仕様書はできないというわけでございます。そういう技術者がいらっしゃるということですから、いらっしゃる以上は、なぜもっとチェックができなかったんだろうかなと非常に残念なんです。

一つ、その仕様書を作成させる技術者なんかを今後もさらに大切にさせていただいて、二度

とこうした多額の追加工事が発生しないような体制整備といいますか、プロジェクトチームということも申し上げましたが、要望して質問を終わります。

○議長（西山和樹君） これをもって、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

15番 山田君。

○15番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第84号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更に
ついて、反対の立場から討論をいたします。

本議案は、平成22年6月8日から開催された第2回定例会の開会日に提案、議決された請負金額が5億967万円。そして、8月9日の第3回臨時議会では4,411万9,950円の追加、5億5,378万9,950円に変更されてきました。さらに、今回4,763万5,350円の追加をするものであります。

事業費が6億円を超す事業となりました。これなら新築をすべきでなかったのかということすら問われてくるというように思うわけですが、当然、追加の中で必要なものがあると考えますが、追加の内容を一つ一つ吟味し、精査をされたものなのか。専門家が見れば、当初から予想されたものもあります。

府内産の木材なども追加をされておりますが、当初設計では安全性に問題があって変更したという説明もありましたけれども、余りにもずさんな設計と言えます。

さらに、残土処分地の変更も見通しはどうであったのか、十分な確認ができていたのか、ずさんな見通しであった点も厳しく指摘をするものです。

中学校の追加工事でも、当初から当然、工事の内容に入って入札されるべきもの、予定価格に見合う予算措置ができていなかったことが明らかにされましたが、保育所建設、中学校屋内運動場、小学校増改築工事と続いて、余りにも設計業者としての責任、請負業者としての責任が問われていると思いますし、発注者として京丹波町のチェック体制のあいまいさ、不十分さが明らかになっていると思います。こうした原因として、期間が短かったとか言われますが、発注者として時期も事業内容も決めたものですから、大きな責任があるというように思います。

こうしたことが二度と起きないように、住民に自信を持てる入札のあり方を再検討すべきであるということと、統合の時期を決めてから増改築を進めてきた、これも大きな原因ということも言えると思います。

こうした点を指摘して、反対討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

1 番 横山君。

○1 番（横山 勲君） ただいま上程されております議案第84号 平成21年度（繰越）桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について、賛成の立場から討論をいたします。

桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事は、来春の23年4月1日、現在の瑞穂地区4小学校を統一し、瑞穂小学校として新たな一步を踏み出すために実施されているものでありますが、これら工事は本年の5月31日に条件付一般競争入札により、第1位、藤田、山本の特定企業体が5億967万円で落札をされ、来春3月18日までを工期として工事が進められております。

その後、エレベーターの設置と、それに伴います校舎の補強工事などが追加され、今回はさらに追加工事として4,763万円余りが追加され、当初の工事費に対し9,170万円、約1億円近く増えたことになります。エレベーターが増えたとは言え、これだけ多額の事業費追加は、当初の計画が、設計が正しかったのか、極めて不信を抱かずにはおられません。

言葉はまことに乱暴で、適正な言葉ではありませんが、人のお金で事業を実施するので、税金で事業を実施するので、全く責任感のない、正にお役所仕事と町民から言われても仕方のない現実ではないでしょうか。

実施設計の現場説明会の内容は本当にどうであったのか、基本的な構想、考え方や仕様書はどういったものであったのか。実施設計の作成段階での協議やチェックはどうであったのか。今回の追加行為の主要性と判断はだれがしたのか。設計者と管理者との連携に問題はなかったのか。実施設計書、管理料の変更の発生は、などなど多くの疑問や課題が山積をいたしております。本来は、さらに委員会で外部の一級建築士なども交え、私は専門的に詳細検証を実施し、その後、議案書の採択を行うべきとも考えますが、冒頭にも述べましたとおり、来春の平成23年4月1日に新生の瑞穂小学校として新たな第一步を踏み出すために実施されております工事であります。議会での審議時間の延長はそのまま、あるいはまた拍車をかけ、こういう工期が遅れ、未来を担ってくれる子供たちに不信と不安を抱かせることも大変、遅れます場合には危惧をいたします。今回の変更工事を糧として、今後、技術者の養成を含め、事業執行に当たっては二度とこのような大幅な追加工事が発生をしない、そんな仕組みづくりを求め、賛成討論といたします。

○議長（西山和樹君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 討論なしと認めます。

これより議案第84号を採決いたします。

議案第84号、「平成21年度(繰越) 桧山小学校校舎・屋内運動場増改築工事及び多目的ホール等増築工事請負契約の変更について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 多数)

○議長(西山和樹君) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

遅くなりましたが、ただいまより1時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 0時20分

再開 午後 1時50分

《日程第11、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について～

日程第29、議案第100号 平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)》

○議長(西山和樹君) お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第11、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第29、議案第100号「平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)」までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西山和樹君) 異議なしと認めます。

これより日程第11、同意第4号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」から、日程第29、議案第100号「平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)」までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、一谷肇委員の任期が12月25日をもって満了となり、今回の任期満了をもって退任したいとの御意向であります。一谷委員には平成19年12月から固定資産評価審査委員会委員を務

められ、平成21年12月からは委員長として誠心誠意御尽力をいただいております。ここに改めまして敬意と感謝を申し上げる次第であります。つきましては、新たに選任する委員として京丹波町市森清水25番地にお住まいの杉本貢氏を選任することについて、御同意をお願いいたしております。

杉本氏は昭和41年から平成10年まで丹波町農業協同組合にお勤めになりまして、その後、社会福祉法人桜梅会、また京都府立丹波自然運動公園協力会にお勤めになりました。この間、平成11年4月から平成21年2月まで農業委員を歴任されるとともに、現在は京都農業共済組合損害評価会委員、丹波町土地改良区総括監事、社会福祉法人桜梅会評議員として活躍されております。広く社会の実情に精通され、豊富な知識と御経験をもとに適切に職務を行っていただけるものと存じております。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平成23年3月末をもって任期満了となります岡本均委員を引き続き委員として推薦いたしたく御意見をお伺いするものであります。平成14年4月から人権擁護委員という大変幅の広い重要な活動に誠心誠意御尽力をいただいております。現在、園部人権擁護委員協議会会長及び京都府人権擁護委員連合会理事をお務めいただいております。人格、識見ともに高く信望の厚い方であり、引き続き委員として推薦させていただくことをお願いするものであります。

諮問第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦につきましても、平成23年3月末をもって任期満了となります野間幸栄委員を引き続き委員として推薦いたしたく御意見をお伺いするものでございます。野間委員におかれましても、平成14年4月から人権擁護という大変幅の広い重要な活動に誠心誠意御尽力いただいております。現在、京都府人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員をお務めであります。人格、識見とも高く信望の厚い方であり、引き続き委員として推薦させていただくことをお願いするものであります。

次に、議案第85号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例につきましては、桧山保育所をみずほ保育所として新たに設置するための改正を行うものであります。

議案第86号、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、京丹波町立瑞穂子育て支援センターの位置の変更を行うもの。

次に、議案第87号、京丹波町特定環境保全公共下水道条例について、議案第88号は、京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例について、議案第89号は、京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例について、それぞれ条例の一部を改正する条例であります。いずれも使用料を定額制から従量制へ変更するための改正及び使用料金表の整理を行うものであります。

次に、議案第90号、平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）では、補正前の額107億9,970万円に9,560万円を追加し、補正後の額を108億9,530万円とすることをお願いいたしております。今回の補正予算につきましては、平成22年度も8カ月が経過し、事業の完了や経費の確定、進捗状況等精査を加える中で新たな財政需要を勘案しつつ編成したものでございます。

主な補正内容につきましては、障害者福祉費において、サービス利用者増に伴う障害者自立支援事業に4,178万7,000円を追加したほか、保健衛生費では予防接種事業として908万円を追加いたしております。これは国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進対策により、子宮頸がん予防にあっては対象者を中学1年生から高校1年生までに拡大するとともに、ヒブワクチンあるいは小児用肺炎球菌ワクチンの接種を含め、全額助成の方向が示されたことに対応したものであります。農林水産業費では、京の米産地づくりの事業として水戸農家組合が導入されます米色彩選別機の補助に437万2,000円。また命の里事業として北部振興会が導入されるトラクターの補助に351万4,000円を追加し、農業経営基盤の強化を図ることといたしております。なお、有害鳥獣捕獲事業につきましては、現状の推移から538万4,000円を追加するとともに、クマ対策にかかる報償費として19万5,000円を計上したところであります。土木費では、経済危機対応・地域活性化予備費の充当事業として、町道坂原・中線及び北久保線の防災対策工事に1,600万円を計上したほか、ダム関連対策事業として町道黒瀬道ノ間線橋梁上部工工事負担金として5,030万円を追加したところであります。また教育費では、小学校統合準備事業として靴箱や演台などの備品のほかパソコン等機器の設置工事費として663万9,000円。また瑞穂中学校体育館用備品としてパイプいす等購入費に228万3,000円を追加したところでございます。なお、災害復旧費では8月10日から11日にかけての局地的な集中豪雨により発生しました林道峰線の土砂崩れの復旧工事費に881万5,000円を新たに計上いたしております。このほか、他会計への繰出金につきましては、財源や執行状況に応じ所要の補正を行うとともに人事院勧告に準じた給与改正による人件費の減額や子ども手当の最終見込みによる減額などを行ったものであります。なお歳入といたしましては、主に国庫、府支出金等、関連する財源の精査、調整を行い編成したところでございます。

議案第91号、平成22年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定において補正前の額18億6,021万6,000円に719万3,000円を追加し、補正後の額を18億6,740万9,000円とするものであります。出産育児一時金及び人間ドック助成金等の増額を行うとともに、基盤安定繰入金の確定など

に伴う一般会計繰入金の精査等を行うものであります。また、和知診療所勘定では補正前の額２億２，９９８万円から２億１万２，０００円を減額し、補正後の額を２億２，７１６万８，０００円に。和知歯科診療所勘定では補正前の額７，４１６万９，０００円から６億４万５，０００円を減額し、補正後の額を７，３５２万４，０００円とすることをお願いいたしております。人事異動等による各診療所の人件費について減額を行うものであります。

議案第９２号、平成２２年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正前の額９億３万３千８００円に１億６万９千７００円を追加し、補正後の額を１億１千１万３千５００円とすることをお願いいたしております。前年度医療給付費にかかる国庫負担金等の精算を行うものであります。

議案第９３号、平成２２年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正前の額１億８，５８１万２，０００円に６億２万４千７００円を追加し、補正後の額を１億９，２０５万９，０００円とすることをお願いいたしております。前年度繰越金及び本年度の保険料調定額の増加により所要の補正を行うものでございます。

議案第９４号、平成２２年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、事業勘定では補正前の額１億７千９万７千１百４円に６，０００万８，０００円を追加し、補正後の額を１億８千５万７千１百５円とするものであります。居宅介護サービス給付費等、保険給付費の精査により所要の補正を行うものであります。老人保健施設サービス勘定では、補正前の額１億２，４５２万７，０００円から３億９万６千１００円を減額し、補正後の額を１億２，０５６万６，０００円にすることをお願いいたしております。人事異動等による人件費の減額でございます。

議案第９５号、平成２２年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正前の額１億３千１万３千１百円から８億５千万円を減額し、補正後の額を１億３千４万６千０万円とすることをお願いいたしております。主に、水道施設管理委託料及び水質検査委託料の入札減による精査であります。

議案第９６号、平成２２年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正前の額１億１千４万５千８百円から３億１千万円を減額し、補正後の額を１億１千４万２千７百円とすることをお願いいたしております。農業集落排水施設管理経費の追加及び、公債費等の精査を行ったものであります。

議案第９７号、平成２２年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、補正前の額７，８０５万２，０００円に５億５万６千３００円を追加し、補正後の額を８，３６１万５，０００円とすることをお願いいたしております。土曜日運行等に

かかる臨時雇用賃金及び燃料費の追加が主なものでございます。

議案第98号、平成22年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額1,580万円に181万9,000円を追加し、補正後の額を1,761万9,000円とすることをお願いいたしております。立木補償等の収入を財源とし、桧山地域振興対策補助金の追加及び桧山小学校閉校事業実行委員会への補助のほか、基金積立を行うものであります。

議案第99号、平成22年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正前の額400万円に168万円を追加し、補正後の額を568万円とすることをお願いいたしております。主に立木補償の収入を財源としまして、三ノ宮小学校閉校対策委員会への補助を行うものであります。

議案第100号、平成22年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収支で補正前の額8億5,302万2,000円から852万2,000円を減額し、補正後の額を8億4,450万円とすることをお願いいたしております。主に人件費及び材料費の精査を行ったものであります。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

細部にわたりましては、所管する担当課長より説明いたさせますので、何とぞ、慎重に御審議をいただきまして原案に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 続いて、補足説明を担当課長から求めます。説明は日程順にお願いいたします。

一谷税務課長。

○税務課長（一谷寛君） それでは、同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして補足説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置につきましては、地方税法第423条第1項並びに税条例第77条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとなっておりますものでございまして、地方税法第423条第3項により当該委員を選任することについて議会の同意をお願いするものであります。委員の任期は3年。現在、旧町単位に各1名ずつ計3名の委員さんにお世話になっております。それでは、先ほど提案させていただきました同意第4号を朗読して説明に変えさせていただきます。

同意第4号、固定資産評価審査委員会委員の選任について下記の者を京丹波町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条

第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町市森清水25番地

氏名 杉本貢 昭和18年5月28日生

平成22年12月7日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

なお、職歴につきましては裏面のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。以上、杉本貢氏の選任につきまして、何とぞ、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、人権擁護委員候補者の推薦につきましても、補足説明を申し上げたいと思います。先に、町長より推薦につきましてもの説明がございましたので、私のほうからは諮問第2号、第3号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町須知伏拝26番地

氏名 岡本均 昭和13年4月7日生

平成22年12月7日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町本庄若宮14番地15番地合地

氏名 野間幸栄 昭和22年5月17日生

平成22年12月7日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

以上でございます。それぞれ裏面に主な職歴等を記載いたしております。お二人ともに今まで人権擁護委員としての誠実な御活動実績とともに地域での信頼も厚く、引き続き積極的に活動していただける適任者であると確信しておりますので、人権擁護委員候補者の再推薦についてよろしく願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君）　引き続きまして、議案第８５号とそれに関連いたします
議案第８６号の補足説明を申し上げたいと思います。

議案第８５号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、京丹波町立桧山保育所の代替施設として、新保育所につきましては平成２３年４月に開所することとして順調に建設が進んでいるところでございます。また、新しい保育所の名称につきましては、一般公募を行うことといたしまして、平成２２年７月１日から１カ月間７月３０日までの間、町内在住の方を対象にいたし公募をいたしました結果、６５通の応募をいただきました。それと同時に地元の方々や現在の保育所の保護者の方々と構成いただきました仮称の瑞穂保育所検討委員会で、検討・調整をいただきました結果、全員一致で平仮名でみずほとする「みずほ保育所」と決定いただきました。この理由といたしましては、シンプルで子供たちもたちも覚えやすく、瑞穂地域の教育機関全体を見たときに引き締まったしっかりとしたイメージが持てるという理由でこの名前を決定したところでございます。今回、この「みずほ保育所」の設置に伴い、名称と位置を変更する条例の制定をお願いするものであります。それでは、議案を朗読させていただき、説明に変えさせていただきます。

議案第８５号、京丹波町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について京丹波町立保育所設置条例（平成１７年条例第１１２号）の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２２年１２月７日提出　京丹波町長　寺尾豊爾　提案理由として、京丹波町立みずほ保育所を設置するため。添付書類につきましては新旧対照表のほうでござんいただきたいと思ひます。

引き続きまして、議案第８６号、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、先ほどの議案８５号で新しく「みずほ保育所」と制定する改正をお願いしておりまして、これに子育て支援センターが併設されるに伴いまして、京丹波町立保育所設置条例の改正とともに保育所に併設しております瑞穂子育て支援センターの設置条例の中の第２条の名称と位置のうち、この１ページをめぐっていただきまして、新旧対照表をござんいただきますと、位置を新しい「みずほ保育所」の和田丸戸３番地から和田大下４２番地１と変更するものでございます。

それでは議案を朗読させていただき、説明と変えさせていただきます。

議案第８６号、京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成１９年条例第１８号）の一部を改正する条例を次のように定める。

平成２２年１２月７日提出　京丹波町長　寺尾豊爾　提案理由、京丹波町立瑞穂子育て支

援センターの設置位置を変更するため、でございます。

以上、御審議を賜りたりお認めをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） それでは、ただいま上程となりました議案第87号、京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

先の9月議会の全員協議会の席で、まずは議員の皆様方に下水道料金の改定案について御説明申し上げ、その後、町長と語るつどいにおいて住民の皆様方にその内容について御説明させていただいたところでもあります。つどいには議員の皆様方にもたびたび御出席を賜りまして、また御指導を賜りましたことに対しまして、深く御礼を申し上げます。

さて、改定の要旨といたしましては、言うまでもありませんが、合併後も旧町の料金体系を引き継いだままの下水道使用料を受益と負担の公平性及び町の一体性の観点を重視し、定額制から従量制へ料金体系を改定するものであります。このことによりまして、使用実態に応じた改定になると考えております。また合わせまして、下水道事業特別会計の現状を説明申し上げ、公共料金審議会の答申に基づき、維持管理費と人件費を賄う下水道料金をいただく方針でございましたが、御家庭の急激な負担増を避けるために答申よりも下水道料金で賄うべき範囲を狭めた改定とさせていただいたところでもあります。それでは、条例の改正部分でございますが、2枚めくっていただいて新旧対照表により説明させていただきます。

第3条で用語の定義を加えております。排水量、水道水、そして語るつどいでは町水道以外の水と連呼いたしました井戸水等ということで町水道以外の水について定義を行い、計測装置につきましても用語の定義を行っております。第13条で使用水の調査、申告についての項を加えております。第14条で使用料の徴収及び徴収方法について改めて記しております。第14条の2で使用料の算定ということで新料金に関する別表での算定について定めております。第14条の3で排水量の認定について定めており、第1号については、町水道を使用した場合はその使用水量をもって排水量とすること。第2号については井戸水等を使用した場合の認定水量にかかわること。第3号については、町水道と井戸水等を併用されている利用者に関すること。第4号については、使用水量と排水量が著しく異なる場合についての申告に関すること。第14条の4で計測装置の設置について定め、それぞれ詳細について規則で定めていきたいと考えております。右側に記載しております旧料金に関する別表1、2は旧町のものでありこれを削除し、今回の新料金表を別表として定めております。

3ページ目に戻っていただきまして、附則について説明をいたします。この条例の施行期

日は、平成２３年４月１日としておりますが、使用水に関する調査、申告につきましては事前に行う必要があるため、関係いたします条項第１３条に１項を加える改正規定及び第１４条の４に加える改正規定につきましては、平成２３年２月１日から施行したいと考えております。

また、第２項にて経過措置について定めており、語るつどいで申しておりましたとおり３年間の経過措置期間を設け４年目にこのたびの新料金へと移行していきたいと考えております。なお、これも説明してまいりました減免制度でございますが、条例第２１条に使用料の減免について定めておりますので、施行規則の中で詳細を定めていきたいと考えております。内容につきましては、町長と語るつどいで申し上げましたとおりであり、上水道使用量の減免規定に準じたいと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議いただき、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第８８号、京丹波町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を続けさせていただきます。

要旨及び内容につきましては、議案第８７号と同じであります。２枚めくっていただきまして新旧対照表により説明させていただきます。

第２条で用語の定義をいたしております。内容は第８７号と同じでございます。第８条で使用水の調査、申告についての項を加えております。第１３条で使用料の徴収について。第１３条２で使用料の算定について、第１３条の３で排水量の認定について、第１３条の４で計測装置の設置についてそれぞれ定めております。右側に記載の旧料金に関する別表１から３は旧３町のものであり、これを削除し、今回の新料金表を別表として定めております。なお、附則に関する記載も議案８７号と同じ内容でございます。

以上、大変簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第８９号、京丹波町戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

要旨及び内容につきましては、議案第８７号並びに第８８号と同じであります。２枚ページをめくっていただきまして新旧対照表により説明させていただきます。

第２条で用語の定義をいたしております。第９条で使用水の調査、申告についての項を加えております。第１０条で使用料の徴収について、第１０条の２で使用量の算定について、第１０条の３で排水量の認定について、第１０条の４で計測装置の設置についてそれぞれ定

めております。これも右側に記載の旧料金に関する別表 2 から 4 は旧 3 町のものであり、これを削除して今回の新料金表を別表 2 に定めております。なお、附則に関する記載につきましても議案第 8 7 号、第 8 8 号と同様といたしております。

以上、大変簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして御議決賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは続きまして、議案第 9 0 号でございます。平成 2 2 年度京丹波町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。今回の補正予算につきましては、規定の歳入・歳出予算に 9, 5 6 0 万円を追加いたしまして、補正後の額を 1 0 8 億 9, 5 3 0 万円とすることについてお願いするものでございます。それではページをめくっていただきまして、第 1 表につきましては後ほど事項別明細書によりまして説明をさせていただきたいと思います。6 ページでございますが、第 2 表地方債の補正でございますが、内容は後ほど事項別明細書の 9 ページの町債のほうで確認をいただきたいと思いますが、一つは合併特例事業債を 3, 5 1 0 万円増額をさせていただいております。これにつきましては、畑川ダム関連整備事業であります町道黒瀬道ノ間線橋梁の改築事業負担金の増額に伴うものでございまして、3, 5 1 0 万円の増額をさせていただいたものであります。次の過疎対策事業債の関係でございますが、3, 0 9 0 万円を減額させていただいております。これにつきましては、南丹区域農用地総合整備事業におきまして事業費が確定をいたしましたことによる減額でございます。7 ページの京都市町村未来づくり資金の関係でございますが、2 1 0 万円を増額させていただいております。先ほど申しました黒瀬道ノ間線橋梁改築事業負担金の増額に伴いまして、合併特例債を当てたその残額に当てたものでございます。差し引き合計では、補正前の額に 6 3 0 万円増額の 1 2 億 4 7 0 万円の限度額とさせていただいております。うち交付税の算入でございますが、約 8 3 % が算入をいただける地方債であるというふうに存じているところでございます。

次に、補正予算の主だった項目について説明をさせていただきたいと思います。事項別明細書の 1 0 ページをお願いいたします。まず、歳出からでございますが、人件費関係につきましては各費目を通じまして、先の臨時会で御議決いただきました給与改定に伴うものや育児休業、また扶養関係の精査等によるものでございますのでよろしくをお願いを申し上げたいと思います。1 1 ページの財産管理費でございますが、土地購入費で 9 3 万 6, 0 0 0 円を減額をさせていただいております。これにつきましては、9 月に買い戻しを行いました土地開発公社先行取得用地、これは富田長野地内の 5 筆、4, 6 4 6 平米でございますが、それ

の不用額でございまして、９月３０日に買い戻しを行いましたので、平成２３年３月までの利息分につきまして減額をするというものでございます。次に１２ページの１行目の交通対策費でございますが、町営バス運行事業特別会計繰出金でございますが、土曜日運行の実施に伴う人件費や燃料費の増加分等として５５６万３，０００円を追加するというものでございます。また、１２目の電算管理費の行政情報システム運用管理事業２３６万３，０００円でございますが、みずほ保育所の行政情報システムの整備費でございます。１３ページの最下段の戸籍住民基本台帳費のシステム改修負担金３０９万６，０００円でございますが、住民基本台帳法の一部改正、これは平成２１年７月に行われておるところでございますが、平成２４年７月ごろにはこの法律が施行されまして外国人住民についても住民基本台帳の適応となると、そういう予定でありますことからそのための改修を行うというものでございます。１４ページの選挙費でございますけれども、下段に上げておりますのは、来年４月１１日に執行されます京都府議会議員選挙の準備経費でございます。それから１６ページでございます。２行目の繰出金につきましては、国保の事業勘定の繰り出しでございますが、基盤安定制度に基づくものや出産育児一時金等に係るもので４７１万９，０００円の追加となっております。次の障害者福祉費では総額で４，９５４万５，０００円と多額の追加をお願いするわけでございますが、特に障害者自立支援事業につきましては、居宅介護等の利用者の増加から４，１７８万７，０００円の大きな追加となっておりますというところでございます。それからその下でございますが、老人福祉費の介護保険特別会計繰り出し事業の７４６万２，０００円でございますが、これにつきましては一般会計の持ち分でございます介護保険給付費の１２．５％という、いわゆるルール分ということで追加計上をさせていただいたものでございます。次に１７ページの下段でございますが、子ども手当支給事業につきましては２，５２７万５，０００円の減額とさせていただいております。実績見込みから精査をしたものでございますが、特に当初予算時には公務員の子ども数の把握が困難であったといったことなどから、今回大幅な減額となっておりますというところでございます。次に、１９ページをお願いしたいと思いますが、衛生費の中ほどの予防接種事業であります。町長の提案理由説明にもございましたが、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進対策によりまして子宮頸がん予防にあっては対象者を中学１年生から高校１年生までに拡大するとともにヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種も含めまして全額助成の方向が示されたところでございます。これに対応いたしましたものでございます。計画といたしましては、子宮頸がん予防ワクチンの接種率を７０％といたしまして２４５人。またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては４歳児までを対象といたしまして、ヒブワクチン接種率につきましては６０％とし

て244人。小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては接種率30%と見込みまして122人を見込んだところでございます。なお、財源につきましては国が府に特例交付金を交付をいたしまして基金を設置し、府から町に2分の1を助成するとそういう仕組みとなっております。それから20ページでございますが、最下段の委託料でございますが、野生鳥獣被害防止施設設置委託料につきましては、事業実施団体の農家組合の事業の取り下げがございまして1,585万3,000円の減額となっております。21ページの京の米産地づくり事業437万2,000円につきましては水戸生産組合が導入される米の色彩選別機2台に対する補助でございます。またこれも御説明ございましたが、命の里事業につきましては、和知の北部振興会が導入されるトラクター2台に対する補助金の追加でございます。次の農地費の南丹区域農用地総合整備事業の負担金3,501万9,000円の減額につきましては第2表の地方債補正でも触れさせていただきましたが、事業費が確定をしたということによる精算でございます。次に22ページでございますが、中段の林業振興費の有害鳥獣捕獲事業でございます。捕獲報償金の追加といたしまして、549万5,000円を計上いたしております。内訳といたしましては、有害鳥獣分が530万円で、頭数で申しますとシカにつきまして100頭を追加いたしまして計900頭、イノシシは220頭を追加して計600頭、サルについては追加はなしでございまして15頭ということになっております。また今回クマ対策分といたしまして、おりの設置立ち会いでありますとか緊急出動、さらに捕殺分として5頭を見込みまして19万5,000円を計上させていただいております。次に23ページの最下段でございますが、道路改良工事に1,510万円、それからさらに次の24ページでございますけれども1行目の土地購入費として90万円を計上しておりますが、これも提案理由にございましたけれども、国の経済危機対応・地域活性化予備費の充当事業といたしまして、町道坂原・中線及び北久保線の法面の防災対策工事を行うというものでございます。また次の水資源開発対策費のダム関連対策事業でありますが、町道黒瀬道ノ間線橋梁改築事業負担金として5,030万円の追加、さらに農業用水の設備補償費として100万円を計上させていただいたところであります。25ページでございますが、1行目は常備消防費の京都中部広域消防組合負担金の追加でございますが、消防費の交付税歳入額の確定に伴う負担金の追加をお願いしておりますところでございます。また最下段の防災費の需用費の修繕料89万3,000円でございますが、和知地区の防災行政無線の修理費を上げさせていただいております。夏場に故障をしておりますして現在は仮復旧ということで緊急対応しておりますわけでございますが、アナログ方式ということでまた経年劣化等もございまして、今後の運用も検討していかなければなりませんけれども、一定修繕をいたしまして当面は防災無線を

維持していくということとしておるところでございます。２６ページからは教育費ということになっておりますが、２７ページの下から二つ目の工事請負費の小学校設備改修工事２８万４千２００円につきましては、岡山小学校のプールのろ過装置の取りかえ工事に係る部分での追加と統合小学校整備工事の１万４千２百８００円につきましては、小学校統合に係るパソコン等の機器の設置工事費ということでございます。２８ページの１行目の備品購入でございますが、体育館用の靴箱でありますとか演台、フロアシートなどを購入するものであります。また２９ページにつきましては、中学校費でございますが、こちらも備品購入費として、瑞穂中学校体育館用のパイプイス、靴箱等の購入費に２万２千８百３００円を追加したところでございます。それから３２ページをお願いしたいと思いますが、下から二つ目の学校給食費の統合小学校調理場修繕工事でございますが、統合後の給食調理に向けました厨房機器移転でありますとか電気、ガス、水道工事、あるいは天井や壁の塗装修繕等の費用を計上させていただいたところでございます。なお３３ページの災害復旧費につきましては、林道峰線の土砂崩れの復旧工事費での追加でございます。歳出につきまして、概略は以上のようなところでございます。

戻っていただきまして、歳入の関係で御説明申し上げたいと思いますが、３ページをお願いしたいと思います。今回の補正に係る特定財源につきましては、それぞれの事業の進捗状況等を見ながら整理をさせていただいたところでございますが、特に４ページでございますけれども、最下段の土木費の国庫補助金でございますが、社会資本整備総合交付金としてダム関連対策事業、町道黒瀬道ノ間線の橋梁改築事業負担金分として３、０１８万円の追加、さらに経済危機対応・地域活性化予備費充当分といたしまして８００万円の計上となっております。また７ページをお願いいたします。７ページの２行目でございますが、子宮頸がん予防ワクチン等の補助金として２分の１の４５０万円を計上したところでございます。なお、一般財源の関係につきましては、８ページの中段でございますが、老人保健特別会計からの過年度分の精算、これの繰入金。また９ページの上段でございますが、特に過年度分の後期高齢者医療給付費負担金の返還金等がございまして、こういったものを計上させていただいたほか、財政調整基金から２万６千４百４００円を繰り入れまして収支バランスを図らせていただいたところでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第９０号、一般会計補正予算（第３号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第９１号、平成２２年度京丹波町国民健康

保険事業特別会計補正予算（第２号）事業勘定分について補足説明を申し上げます。今回の補正は既定の予算総額に歳入・歳出それぞれ７１９万３，０００円を追加し、補正後の額を１８億６，７４０万９，０００円とするものでございます。出産育児一時金と人間ドック助成金の追加と今年度の国保税の軽減分に係ります一般会計繰入金の精査が主なものでございます。

それでは、歳入から主なものについて説明させていただきます。事項別明細書の３ページをお願いいたします。最初に歳入では、３款国庫支出金、国庫補助金で後ほど歳出で説明いたします出産育児一時金の追加に伴い、対象となります出産育児一時金補助金２万円掛ける１０件分を追加いたしております。次に、９款の繰入金、１項他会計繰入金、一般会計繰入金では今年度の国保税の軽減にかかる保険基盤安定分と保険財政安定化支援事業分の額が確定したこと。また出産育児一時金の追加に伴い、一般会計で負担する額が増えたこと。人件費の精査、健康管理センターの備品購入に係る分などを合わせまして、４７１万８，０００円を追加し、補正後の額を９，８０６万７，０００円とするものでございます。最後に１１款諸収入につきましては、現在までに収納いたしました一般非保険者にかかる第三者納付金を計上させていただいております。

次に、５ページからの歳出でございますが、１款総務費、総務管理費、一般管理費では２８万円の追加でＴＲＹ－Ｘのシステム負担金と人件費の精査によるものでございます。次に２款保険給付費、４項出産育児諸費では今年度２月までの国保被保険者の出産予定を３１件と見込みまして、出産育児一時金と支払手数料を負わせて４５９万２，０００円を追加いたしております。３款後期高齢者支援金、４款前期高齢者納付金につきましては今年度納付すべき金額の確定により精査をいたしております。７ページの８款保健事業費、２項保健事業費、疾病予防費では人間ドックの助成金につきまして現在までの申し込み状況から年間の利用見込み数を２４７件と推計し、１８７万５，０００円の追加をお願いするものでございます。事業勘定におきまして主なものは以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同議案第９１号平成２２年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）のうち、診療所勘定の補正予算について補足説明を申し上げます。

まず、和知診療所におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２８１万２，０００円を減額し、補正後の額を２億２，７１６万８，０００円とすることをお願いするも

のでございます。細部につきましては、事項別明細書によりまして、御説明をさせていただきます。事項別明細書の３ページをお願いいたします。まず、歳入に当たります一般会計繰入金として２８１万２，０００円を減額し、収支の均衡を図らせていただいております。

次に、４ページの歳出にうつらせていただきます。歳出の一般管理費では給与改定及び看護師の育児休暇に伴う診療所関係の職員の所要の人件費を補正させていただくものでございます。

続きまして、歯科診療所勘定でございます。歯科診療所勘定におきましては、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ６４万５，０００円を減額し、補正後の額を７，３５２万４，０００円とするものでございます。事項別明細書３ページをお願いいたします。歳入に当たります一般会計繰入金として６４万５，０００円を減額し、収支の均衡を図らせていただいております。次に４ページの歳出につきましては、歳出の一般管理費では給与改定に伴います歯科診療所関係の職員の所要の人件費の補正をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、診療所勘定に係る補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 続きまして、議案第９２号、平成２２年度京丹波町老人保健特別会計補正予算（第１号）についての補足説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１６９万７，０００円を追加し、補正後の額を１，１０３万５，０００円とするものでございます。本会計は、平成２０年３月診療分までの月遅れ請求分など従前の老健制度での医療費を処理するものでございますが、今回の補正は平成２１年度の医療給付費の実績に基づき、負担金等の精算により生じました返還金等について補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の３ページをお願いいたします。２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費国庫負担金につきましては、老健制度の終了に向けての整理期間であることから前年度の給付実績に基づき精算交付がされることになっておりますので、平成２１年度の給付実績により１万２，０００円を追加し、１８７万７，０００円とするものでございます。国庫負担金は、先ほど申しましたようにすべて精算交付となっていることから平成２１年度の老健会計の決算では、交付のなかった国庫負担金相当額を一たん京都府負担金と一般会計繰入金で賄っております。平成２２年度当初予算においては、歳入で精算に係る国庫負担金過年度分を見込んでおりましたが、それを財源として返還すべき府返還金、一般会計繰出金については全額計上しておりませんでした。歳出

の補正に関連して、４款繰入金、一般会計繰入金につきましては、現年度分の医療給付費にかかる一般会計のルール分及び国庫負担金相当分として補正をお願いするものでございます。次に５ページの歳出をお願いいたします。歳出の２款諸支出金、１項償還金、１目償還金では１６９万７，０００円の追加で、補正後の額を１８９万７，０００円といたしております。平成２１年度において交付のなかった国庫負担金相当分を穴埋めする形で府負担金と一般会計繰入金により決算を行ったことから、最終的な精算によりこのたび京都府への返還、及び一般会計への繰り出しを行うものでございます。以上、簡単ではございますが、老人保健特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第９３号、平成２２年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ６２４万７，０００円を追加し、補正後の額を１億９，２０５万９，０００円とするものでございます。主に、前年度からの繰越金と今年度の保険料の調定額の増加に伴いまして、広域連合への納付金の補正をお願いするものでございます。

それでは、歳入から説明をさせていただきます。事項別明細書の３ページをお願いいたします。最初に、歳入では１款の保険料におきまして現年度分の保険料を特別徴収、普通徴収合わせまして、３９６万１，０００円を追加し、補正後を１億２，７２９万５，０００円とするものです。また、４款繰越金につきましては、平成２１年度会計の出納整理期間に徴収いたしました保険料について繰越金として計上いたしております。３款の繰入金、一般会計繰入金については先ほどの繰越金が全額保険料であったことから、今回の補正において事務費繰入金の追加をお願いするものでございます。

４ページの歳出につきましては、歳入で追加いたしました保険料と前年度からの保険料繰越金を広域連合に納付するために、２款後期高齢者医療広域連合納付金に６２４万７，０００円の追加をお願いいたしております。以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第９４号、平成２２年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の事業勘定分につきましてその概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ６，０００万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１８億５，７１５万７，０００円とするものでございます。以降、事項別明細書での御説明

とさせていただきます。

まず、歳出から御説明をさせていただきます。4ページからでございます。2款保険給付金、1項介護サービス等諸費についてでございます。1目居宅介護サービス給付費では前年度に引き続きまして、通所系サービスが一月当たり422件。介護保険事業計画対比で10.51%、40件の増と、計画の見込み値を上回る利用が見られることなどによりまして2,972万7,000円の増額をお願いするものでございます。6目居宅介護サービス計画給付費につきましても、一月当たり453件と、計画対比9.99%、41件の増となっておりまして、1,237万9,000円を追加させていただくものでございます、4項高額介護サービス等費につきましても、9月までの給付の推移から1,103万3,000円の増額をお願いするものでございます。5ページにうつりまして、5項特定入所者介護サービス等費、これは施設利用者の居住費や食費負担に係ります補足給付でございまして、前期の予算執行率を勘案し616万2,000円を追加させていただくものでございます。以上、保険給付費全体で5,969万6,000円の増額とさせていただきます。3款地域支援事業費につきましては、食の自立支援事業補助金といたしまして配食サービスの委託事業所への補助金の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、ページを戻っていただきまして、3ページでございます。保険給付費の増額によりましてそのルール分として国、府の介護給付費負担金をそれぞれ追加をさせていただいております。7款繰入金、1項一般会計繰入金につきましても、先ほども一般会計のほうで説明がございましたが、保険給付費の12.5%、746万2,000円を一般会計からの繰入ということでお願いするものでございます。2項基金繰入金につきましても、今回の補正時点における歳出にかかります不足財源3,314万4,000円を介護給付費準備基金繰入金で収支の均衡を図ることとしております。なお、予算化ベースでの平成22年度末の介護保険給付費準備基金残高につきましても、3,446万円。平成23年度までの第4期、介護保険事業計画期間中にその全額を保険給付費の財源として投入する計画といたしております。以上、簡単ではございますが、事業勘定分の補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、同議案第94号、平成22年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）のうち、老人保健施設サービス勘定の補正予算につきまして補足説明を申し上げます。まず、老人保健施設におきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ396万1,000円を減額し、補正後の額を1億2,056万6,0

〇〇円とすることを願います。細部につきましては、事項別明細書によりまして説明させていただきます。

まず、事項別明細書の３ページをお願いいたします。歳入に当たります繰入金におきましては、一般会計繰入金として３９６万１，０００円を減額し収支の均衡を図らせていただいております。次に４ページの歳出に移らせていただきます。歳出の一般管理費では、給与改定に伴う老健施設の職員の所要の人件費の補正をさせていただくものでございます。人件費歳出の一般管理費では、看護師１名の異動及び今回の老健関係職員の人件費に係ります補正を行うものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、老健施設サービス勘定にかかる補足説明とさせていただきます。御審議いただきまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 議案第９５号、平成２２年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、補正前の額１３億１，３１０万円から８５０万円を減額し、補正後の額を１３億４６０万円とさせていただくものでございます。先に、歳出の補正額についての御説明をさせていただきます。事項別明細書の６ページをごらんください。１款水道管理費、１項水道管理費、１目一般管理費でございます。これは人事院勧告による人件費の減額をいたしております。同じく一般管理費の大きな額といたしましては、１３節委託料につきまして施設維持管理委託料及び水質検査委託料で入札によります残金が生じたことにより減額するところであります。増額部分といたしましては、１１節需用費の医薬材料費に不足が生じているための増額と１８節備品購入費として検針用備品の購入を１９９万７，０００円計上させていただいております。この備品につきましては、ポットという検針用の端末機でありまして、経年劣化による老朽化と現在ではたびたびの故障によりまして、水道利用者様並びに検針員様にも御迷惑をおかけしている状況あります。予備も持ち合わせておらず、また製造のほうも中止されておまして、このたび下水道料金の改定に合わせまして、共有使用を考えておまして購入するものでございます。なお、下水道特別会計の補正予算でも計上しておりますが、上水と下水の利用者数の割合に応じて、経費を分割して計上いただいております。３款公債費でございますが、２目利子で長期債の償還利子は平成２１年度の借入額の減少と借入期日の延長によりまして、１７５万９，０００円を減額いたしております。

次に歳入の主なものについて説明をいたします。戻っていただきまして、３ページをごら

んください。２款使用料及び手数料につきましては、既決予算よりも増額となっているものの補正であります。３款国庫支出金並びに４款府支出金は精査により減額となります。６款繰入金につきましては一般会計並びに基金繰入金ともに減額補正でございます。最後に５ページですけれども、８款諸収入につきまして違約金ということでございまして、このことは今年度の水道施設管理業務について指名競争入札を行いました、開札後の契約締結段階になっての落札業者からの契約辞退の申し出がありまして、違約金の請求をして徴収いたしましたものであります。以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。御審議賜わりまして、御議決賜わりますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第９６号、平成２２年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、補足説明をさせていただきます。今回の補正予算につきましては、補正前の額１１億４，５８０万円から３１０万円を減額し、補正後の額を１１億４，２７０万円とさせていただきます。

先に歳出の主な項目につきまして御説明をいたします。事項別明細書の４ページをごらんください。１款総務費、総務管理費の１目一般管理費につきましては人件費の減額をしております。２款下水道費、１項農業集落排水費、２目施設管理費では、今年度、中継ポンプ等の緊急修繕が度重なりまして修繕料が乏しい状況となっております、３月までの修繕対応を見込み、１１節需用費に１００万円を計上いたしております。１３節委託料につきましては、電算システム開発委託料でありまして、内容は水道事業特別会計でも申し上げましたが、ポットという端末機で水道並びに下水道の共有使用を考えておりまして、このシステムの開発作業について委託するものであります。また、その他の委託料につきましては精査により減額するものであります。１８節備品購入費は、これも先ほど説明させていただきましたように水道事業特別会計と連動しておりまして、老朽化したポットという検針用の端末機の購入費用として１３万１，０００円を計上させていただいております。なお経費配分につきましては、使用者割合としておりまして、水道を６０％、下水道を４０％といたしております。１９節負担金補助及び交付金では、自治体情報化推進協議会負担金として１００万５，０００円を計上しております。内容につきましては、下水道料金システムにおいてこのたびの使用料改定にかかる作業負担金であります。５ページにうつりまして、２項公共下水道費では２目の施設管理費において修繕料を１００万円減額いたしますが、３項の浄化槽市町村整備推進施設費の施設管理費で修繕料を１００万円増額いたすところでございます。これらも精査によりまして、落とせる予算を削減し３月までの見込みで予算不足となるものを増額いたしております。同じ５ページの３款公債費でございますが、１目元金でこれは昨年度の

借換債において借り入れ条件が当初予算時と変わりました、元金償還が発生したことによるものでございます。２目利子につきましては、平成２１年度の借入額の減少によるものであります。

次に歳入の補正額の主なものについて、御説明させていただきます。戻っていただきまして事項別明細書３ページをごらんください。１款分担金及び負担金につきまして、浄化槽市町村整備推進事業費分担金を減じております。内容は５人槽と７人槽の振り分けや加重型要望の有無によりまして、負担金の変動いたします。これが当初予算時とは変わってきておりましてこのたび確定したものでございます。６款繰入金、一般会計繰入金におきましては不足します財源として繰り入れを行うものであり、農業集落排水等々の事業ごとに変動となっております。以上、大変簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 議案第９７号、平成２２年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算第２号につきましては、補正前の額７，８０５万２，０００円に５５６万３，０００円を追加し、補正後の額を８，３６１万５，０００円とさせていただきます。先に、歳出の補正額の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。事項別明細書の４ページをごらんください。１款事業費、１目運行事業費で職員人件費におきましては、職員手当等の給与改正に伴います所要額９万７，０００円を減額いたしております。また、７節賃金におきましては運行一般事業におきまして、土曜日運行に伴います時間数の増加や嘱託職員等の休暇取得によります代替運転などの増加によりまして、臨時雇用賃金を３２９万円計上いたしております。１１節需用費では、運行時間の増加によりまして燃料費を１４８万円計上いたしております。次に、１３節委託料では町営バス時刻再編委託料といたしまして４５万円を計上いたしておりますが、これは平成２３年４月からの瑞穂小学校への通学バスを再編することと合わせまして、専門的なバス時刻編成を行うためバス運行業者に委託をするものでございます。

次に歳入の補正額につきまして、説明させていただきます。事項別明細書３ページをごらんください。バス運行事業に必要となる補正額を補うための財源としまして、３款繰入金、１目他会計繰入金で一般会計から必要額を繰入れまして収支の均衡を図るものでございます。以上、説明とさせていただきます。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西山和樹君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君）　続きまして、議案第 9 8 号 桧山財産区特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明を申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出予算それぞれから 1 8 1 万 9, 0 0 0 円を増額し、総額 1, 7 6 1 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。細部につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げたいと思います。事項別明細書の歳入 3 ページをごらんください。初めに歳入でございますが、財産収入のマツタケ等採取権収入の精査による 3 万円、立木売払収入で直営林小野愛宕の作業道延伸にかかわります伐採事業での精算金及び、同じく直営林八田東谷の間伐材売払収入分の計 5 9 万円でございます。雑入といたしまして、直営林八田西ノ本地内にあります関西電力高圧送電線の近接樹木伐採補償費 1 1 9 万 9, 0 0 0 円の計上でございます。その歳出につきましては、4 ページで示しておりますとおり、諸費の桧山地域振興対策補助金の追加額 3 4 万円、桧山小学校閉校事業実行委員会への補助 5 0 万円の計上。また、財政調整基金積立金として 9 7 万 9, 0 0 0 円を積み立てるものでございます。以上、桧山財産区補正予算（第 1 号）の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第 9 9 号 三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明でございますが、歳入歳出予算それぞれ 1 6 8 万円を増額し、総額を 5 6 8 万円とするものでございます。事項別明細書の歳入 3 ページをごらんください。まず、歳入でございますが、諸収入として直営林三ノ宮小山の関西電力高圧送電線路近接樹木伐採補償費で 1 5 2 万 7, 0 0 0 円。質志鳥谷の分収造林地における保育伐採事業に伴う独立行政法人　森林総合研究所からの費用負担分 4 8 万円の計上、繰越金の精査により 2 万 4, 0 0 0 円の減額したことによります基金繰入金を 3 0 万 3, 0 0 0 円減額するものでございます。次に、歳出でございますが、4 ページで示しております諸費において、先ほど収入で御説明いたしました質志鳥谷の分収造林地において作業道を利用し保育間伐事業を行うための委託費用 4 8 万円と、三ノ宮小学校閉校対策委員会への補助金としての 1 2 0 万円でございます。以上、三ノ宮財産区補正予算（第 1 号）の補足説明とさせていただきます。なお、既に桧山、三ノ宮両財産区管理会で協議の上、同意を得ておりますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（西山和樹君）　藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君）　それでは続きまして、議案第 1 0 0 号 平成 2 2 年度 国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算では、収益的収入及び収益的支出の補正といたしまして、議決の予定額からそれぞれ 8 5 2 万 2, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算額を 8 億 4, 4 5 0 万円とすることをお願いするものでございます。また、当初予算第 6 条で定めております議会の議決を得

なければ流用することができない経費のうち、職員給与費については４８４万５，０００円を減額し、職員給与については補正後の額を３億７，９０５万５，０００円とすることをお願いするものでございます。では、３ページの補正予算説明書をごらんください。医療収益におきましては、入院収益と外来収益の８５２万２，０００円を減額といたしております。これは、上半期におきまして入院と外来が予定したほど延びなかったため、減額を行うものでございます。また、本年８月から居宅サービスにおける訪問リハビリが担当の理学療法士の育児休業によりまして現在休止しているため、減額をお願いするものでございます。次に、４ページの医業費用における給与費では給与改定及び看護師の人事異動に伴う職員の人件費の所要の補正を行うものでございます。また材料費におきまして、上半期の患者数の減少により診療にかかる材料費の減額をお願いするものでございます。医業外費用の消費税につきましては、前年度の決算が確定いたしましたので、その追加をお願いするものでございます。以上、まことに簡単ではございますが、病院事業会計にかかる補足説明とさせていただきます。御審議を賜わりまして、御議決いただきまようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次の本会議は９日に再開いたしますので、定刻までに御参集ください。

本日は、御苦勞でした。

散会 午後 ３時２８分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山和樹

〃 署名議員 村山良夫

〃 署名議員 山内武夫